

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正（案）に関する意見募集の結果について

令和3年7月
中小企業庁取引課

令和4年6月3日（金）～令和4年7月3日（日）にかけて、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正案」に関する意見募集を行った結果、86件（23者）の御意見をいただきました。

本件に関していただいた御意見に対する考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今回、御意見をいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和4年6月3日（金）～令和4年7月3日（日）

(2) 資料入手方法

- ・電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・窓口での配布（経済産業省中小企業庁事業環境部取引課）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送、FAX、電子メール

2. 意見公募の結果

意見提出数86件（23者）

3. お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	-	<p>急激な世界のインフレ進行で大企業の製造部門である中小零細企業の原材料・電力・設備費・労務費コストが急上昇している。下請法と振興法、産業別取引ガイドラインが制定されているが、一部大企業やティア1・2以下では、コストアップの価格転嫁の下請けからの相談を無視したり撃退せよとの幹部や調達担当管理職が今なお多数おり、価格は正が進展せず、岸田首相の唱える賃金上昇も大企業に限定が実情だ。振興法には罰則規定がないから守る必要がないと公言する大企業担当は多い。今回の改正を行い、違反企業への勧告・指導を公表し日本の製造業を支える中小企業を守らないと日本の製造業は崩壊する。是非、成立させてほしい。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
2	-	<p>振興基準改正案には、必要事項が全て書かれており良いと思います。付け加えるとすれば、製品の輸送費を別途見積請求の形が良いと思います。(現状は、輸送コストが製品に含まれる慣習が残っているため)最近の輸送費、運送業者様の事も踏まえ(燃料サーチャージ分)輸送コスト価格交渉を円滑に進められるよう付け加えて頂ければ、助かります。</p>	<p>第4 1 (5)において、諸経費の中で、運送費を特出して明示しておりますので、原案のとおりといたします。</p>
3	-	<p>鋳物素材のみを納品した後の、加工損金(加工補償)という損金請求が、昔からありますが、鋳物素材をお見積りする際に、どのくらいの加工損金請求が来るか、全く提示されておらず、受注がスタートし赤伝請求を見た際に、とんでもない額になっている事があります。</p> <p>契約書には、「加工工数パーセンテージの請求がある」と書いてある場合がありますが、最終的に鋳物素材見積時には、どの位の加工損金請求かが提示されておらず、知ることもできません。現状、メーカーや加工先は全く損しない取引環境があります。</p> <p>せめて、鋳物素材費に対して加工費が見えるかたちであれば、鋳造難易度によって見積価格が変わってきます。</p> <p>鋳物で全く無欠陥の製品を製造する事は出来ません。</p> <p>製品が立上り流動してからしか分からない、昔からある鋳物企業の取引環境の見直し文が必要かと思えます。</p>	<p>いただいた御意見は、素形材産業の自主行動計画の作成等で、参考とさせていただきます。</p>
4	-	<p>コロナ騒ぎで、相当の悪影響が中小企業に出ていますが、これの原因は政府の無意味な緊急事態宣言等にあります。しかも未だにマスクをするのが当たり前の状況を放置し、3密防止等も謳い続けています。これらの施策が全く効果がなかったことは、科学的事実やデータを見れば、誰でもわかるはずですが、</p> <p>さっさと、コロナ前の状態に戻すことが最優先で、その上で中小企業のサポートをやってください。</p>	<p>貴重なご意見の一つとして承ります。意見提出ありがとうございました。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
5		<p>下記のうち(2)(3)は今般の意見募集の対象ではありませんが、ちょうどいい機会がなかなかありませんのでこの際記載させていただく次第です。ご容赦ください。</p> <p>(1)総論 今般の意見募集の対象である振興基準の改正については大筋で異論はありません。ただ、正式な基準改正後、周知徹底のための広報活動は入念に行っていたきたいと思います。 というも、まさにいま経済が急激に悪化しつつあります。このような環境下では、下請先にしわ寄せを及ぼすような取引行為が蔓延するおそれがあります。それはもはや許されないのだ、知らなかったとは言わせない、という状況を醸成するためにも、広報活動は重要になりますので、よろしくおねがいします。</p> <p>(2)下請法等の適用対象について 昨年12月に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(以下「施策パッケージ」)が取りまとめられて以来、各官庁において価格転嫁のための取り組みが(全貌を把握しきれない程)矢継ぎ早に発表されています。 それは大変結構なのですが、しかし個人的に懸念していることがあります。つまり、親子会社や親会社を同じくするグループ会社間での取引が野放しになっているままでは、本質的な改善は期待できないのではないかと、ということです。 私は、ある商社の100%子会社に勤務しております。会社の事業のうち、親会社やグループ会社との取引が相当の割合を占めています。それらのグループ内取引の過程で、通常であれば下請法や独占禁止法に抵触するおそれがあるような行為を相手方から受けた、という話は日常茶飯事です。これらの真偽は確かめようがありませんが、しかし、現に下請法や独占禁止法のガイドラインでは、企業グループ内での取引には介入しないことが明言されています。サプライチェーン全体を見たとき、この部分がボトルネックとなって結局あるべき適正取引の実現が阻害されてはいないでしょうか？ 明るみに出ないだけで、阻害されているケースは発生していると個人的には思います。 今こそ、関連法令の適用を改め、グループ間の取引にも積極的にメスを入れるよう、ご決断をお願いします。</p> <p>(3)下請法について 端的に言って、下請法が今日の経済社会に本当に適合しているか、一から再検討すべきときがきていると史料します。 制定以来何度かの改正が行われたことは承知していますが、いずれも特定の項目のみスポットが当てられた部分的なものとお見受けします。制定から半世紀以上が経過し、社会のありようは大きく変わりました。そのようななかで、下請法は現状のままでは制定時の理念に適った役割を果たせるでしょうか？ なお、仮に改正も視野に入れた見直しの検討が行われるなら、個人的には下記の二点が重要になると史料します。 1.上記(2)にも記載したように、企業グループ内の取引にも下請法が適用され、当局による執行もありうることを明記すべき 2.どのような行為が下請法違反となるのか、法律の明文上でより明確にすべき。現状では素人にはきわめて読みにくい運用基準を読み、記載内容の射程を想像しなければいけません。これは所管官庁の皆様には融通が利いて都合がよいのかもしれませんが、企業の担当者にとっては率直に言って厄介まりない作業です。これは親事業者のみならず、下請会社にとってもそうではないでしょうか。予測可能性を高める見直しを希望します。</p> <p>以上、何卒宜しくお願い致します。</p>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
6	第1 1 第1 2	<p>1. 下請事業者の努力の中で使用している「脱炭素化をはじめとするグリーン化」という表現は「脱炭素化をはじめとするグリーントランスフォーメーション対応」と修正すべきではないか。</p> <p>2. 親事業者の努力の中で使用している「下請事業者のグリーン化」という表現についても「下請事業者のグリーントランスフォーメーション対応」と修正すべきではないか。</p> <p>理由 グリーンエネルギー戦略では産業のグリーントランスフォーメーションを進めるとしており、政府内文書として表現を統一したほうが良い。 また、単にグリーン化と表現した場合、CO2削減・省エネという意味合いが強く、ガソリン自動車部品製造から電気自動車部品製造への転換といった業態転換を読めなくなる。このことから業態転換も含む概念であるグリーントランスフォーメーションという表現のほうが望ましい。</p>	<p>クリーンエネルギー戦略内の脱炭素化の政策の方向性の一つとして、中小サプライヤーなどの攻めの業態転換支援といったエネルギー構造転換に向けた取組の推進も含まれているとともに、グリーン化については、「成長戦略実行計画」や「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても用いられていることを踏まえ、原案のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
7	第1 2	<p>意見内容 原案 下請事業者のグリーン化、情報化等を支援し、また、下請事業者その他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を越えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。</p> <p>修正案 下請事業者の環境対応や情報化等を支援する等によりサプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努める。</p> <p>理由・背景 「また、下請事業者その他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を越えた連携を進めること等により」の部分が良く理解できないため。グリーン化とは漠然としているので言い回しを具体的にした方が良く考えるため。</p>	<p>ご指摘の部分は、いわゆるパートナーシップ構築宣言の制度趣旨を反映した内容としております。パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されている「パートナーシップ構築宣言のひな形」をご参照ください。</p> <p>また、クリーンエネルギー戦略内の脱炭素化の政策の方向性の一つとして、中小サプライヤーなどの攻めの業態転換支援といったエネルギー構造転換に向けた取組の推進も含まれているとともに、グリーン化については、「成長戦略実行計画」や「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても用いられていることを踏まえ、原案のとおりといたします。</p>
8	第1 2	<p>・意見内容 「また、下請事業者その他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を越えた」部分は具体的に何を指しているのか不明なため削除していただきたい。</p> <p>・理由 意見内容に含む</p>	<p>ご指摘の部分は、いわゆるパートナーシップ構築宣言の制度趣旨を反映した内容としておりますため、原案のとおりといたします。</p>
9	第2 3 (2)	<p>・意見内容 「親事業者は、発注量をできる限り平準化させるものとするほか」について、発注量の平準化は努力目標として「平準化させるよう努めるほか」と変更していただきたい。</p> <p>・理由 意見内容に含む</p>	<p>発注量について、「できる限り平準化させる」ことにすべての親事業者が取り組むことが重要と考えており、原案のとおりといたします。</p>
10	第2 3 (3)	<p>意見内容 原案 下請事業者の生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を十分に考慮して発注するものとする。</p> <p>修正案 下請事業者と事前に十分に協議の上で合意した、生産に必要なリードタイムや原材料の最小購入単位で発注するものとする。</p> <p>理由・背景 変動＝悪のようなイメージに受け止められるが、変動する市場に素早く対応する、そのためのしわ寄せを中小事業者にしないという考え方が良く考えるため。サプライチェーン全体として、変動する市場に対応することは必要。負担を受注者側に一方的に押し付けてはいけないが、文言全体としてプロダクトアウト的な印象を受けるため。</p>	<p>生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等は、材料、生産工程等によって基本的に定まるものであり、通常、協議の対象となっていないものと考えられるため、原案のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
11	第2 3 (3)	<p>・意見内容 「原材料の最小購入単位等を十分に考慮して」とあるが、「原材料の最小購入単位」を削除いただきたい。</p> <p>・理由 親事業者がすべて把握できないため。下請事業者から要請があった場合は協議に応じている。</p>	<p>下請事業者が親事業者に対して要請し、協議することができる環境が常に確保されているものではなく、現に下請事業者へのヒアリングを通して事例を確認しております。このため、親事業者において原材料の最小購入単位等を「十分に考慮して発注する」ことが重要と考えており、原案のとおりといたします。</p>
12	第2 3 (4)	<p>・意見内容 「親事業者は、発注予定数量を下請事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合であって」について、「親事業者は、発注価格を決定した後、合理的理由なくして発注価格算定の前提となった発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合であって」に変更いただきたい。</p> <p>・理由 価格交渉の過程において、発注価格が最終的に確定するまでに親事業者が発注予定数量を提示する機会は複数回あると思われ、また、この間、提示数量が変更されるケースもあり得る。改正案では、どの時点で提示した予定数量か問題となるのが不明確であるため、明確にすべき。</p>	<p>ここでは、「発注予定数量を下請事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合」について規定しております。発注予定数量が複数回提示されることは実際にありうるものですが、たとえば、発注の3か月前における発注予定数量と発注の1か月前における発注予定数量は、併存しているものではなく、随時、更新されていく性質のものと理解しております。このため、どの時点で提示した予定数量が問題となるのが不明確となる場合が想定されるものとは考えておらず、原案のとおりといたします。</p>
13	第2 3 (4)	<p>・意見内容 ①「発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合であって」とあるが、「大きな乖離」は定性的表現のため、ある程度定量的な数値(割合)が必要ではないか。または、下請事業者が大きな乖離であると要請があった場合は、十分に協議を行うとした方がよいのではないか。 ②「下請事業者から要請があったときは、その費用負担の軽減に配慮しつつ、下請事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする」について「下請事業者から要請があったときは、その費用負担の軽減に配慮しつつ、余剰となる製品在庫及び残材の買取り、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加等について下請事業者と十分に協議を行うものとする」に変更いただきたい。</p> <p>・理由 ①意見内容に含む ②改正案では、発注予定数量と実際の発注数量に大きな差が生じた場合に「…支払う等の措置を講ずるものとする」とあるが、親事業者は発注リードタイムを考慮した発注数量を提示しており、発注予定数量の提示で支払いリスクが生じる可能性があると思われる場合、発注予定数量の提供を控える可能性があるため、「下請事業者と十分に協議する」としていただきたい。</p>	<p>①について、個々の取引内容によって「大きな乖離」がどの程度であるかは異なり、また、定量的な値を示すことによって乖離を拡大、固定化させる方向に働く可能性もあることから、一律に定量的な値を示すことは適当であるとは考えておりません。このため、原案のとおりといたします。</p> <p>②について、ご指摘のような場合、すなわち、親事業者が下請事業者の生産に必要なリードタイムを十分に考慮して発注しているのであれば、下請事業者にとって、発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じたとしても、特段、下請事業者が所要の措置を要請する必要がある事態は想定されないと考えますので、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、改正案第2 3 (3)において、親事業者は、下請事業者の生産に必要なリードタイムを十分に考慮して発注するものとするを規定しております。このため、ご指摘の場合とは異なりますが、親事業者が、仮に、あえて発注予定数量の提供を控え、リードタイムを割り込んで発注したときは、場合によって指導・助言の対象となり得ると考えております。</p>
14	第3 1 (1)	<p>・意見内容 「また、その業種及び業態の実態に応じ、他の事業者との事業の共同化に努めるものとする」とあるが、他の事業者との事業の共同化について、共通事項として目指すべき取組とは言えないため、この部分は削除いただきたい。</p> <p>・理由 意見内容に含む</p>	<p>すべての事業者に共通に当てはまるものではなく、「業種及び業態の実態に応じ」、下請事業者が他の事業者との事業の共同化に努めていただきたい場合がございますので、「するものとする」という書きぶりではなく、「努めるものとする」という書きぶりで規定しております。そのため、原案のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
15	第3 1 (2)	<p>・意見内容 「下請事業者が事業の共同化を進めやすくなるよう適切な措置を講ずるものとする」とあるが、意見6と同様、下請事業者の事業の共同化は業態等により個別事情が大きく異なり、講ずるべき措置とは言えず、この部分は削除いただきたい。</p> <p>・理由 意見内容に含む</p>	<p>ご意見のように、下請事業者の事業の共同化は、業態等により個別事情が大きく異なるものではありませんが、この第3 1 (2)では、「下請事業者の要請に応じ」、「下請事業者が事業の共同化を進めやすくなるよう適切な措置を講ずるものとする」との規定となっておりますので、下請事業者の要請において個別事情が反映され、また、講ずべき措置についても、「適切な措置」となっていますので、個別事情から離れた実態にそぐわない措置が求められているわけでもございません。このため、原案のとおりといたします。</p>
16	第3 2 (3)	<p>意見内容 「並びに子会社及び関連会社において」は削除して頂きたい。</p> <p>理由・背景 共通化は現実的に運用・費用面で難しいため。</p>	<p>共通化に努めていただきたい対象となるシステムは、①「自社の電子受発注又は電子的な決済に係るシステム」であって、②「自社並びにその子会社及び関連会社において下請事業者との取引に用いている」システムとなります。</p> <p>自社のサプライチェーンを運営する上で用いているシステムについて、たとえば、自社の複数の工場等においてバラバラのシステムを用いて同一の下請事業者に発注している場合(すなわち、下請事業者の側から見ると、同じ会社の異なる工場等から、バラバラのシステムを用いて発注を受けている場合)がありますので、システムの共通化に努めていただきたいということで、今回の規定を設けたものです。このため、原案のとおりといたします。</p>
17	第3 2 (3)	<p>意見内容 「システムの共通化」は具体的な事を明示頂きたい。</p> <p>理由・背景 何を指すのかが分かり難いため。</p>	<p>共通化に努めていただきたいシステムは、本規定に示しているとおり、「自社の電子受発注又は電子的な決済に係るシステム」であって、「自社並びにその子会社及び関連会社において下請事業者との取引に用いている」ものになりますので、原案とおりといたします。</p>
18	第4 1	<p>1)全体として、規定が今までよりも具体化されているところは良いと思う。今までの問題として、規定があっても、親会社の購買担当者(特に大会社)は、その法律や法律や規定、ガイドライン等を「知らない」と言われることが非常に多く、実効性に問題があると考えられる。下請け側は基本的に弱い立場であり、下請け業者側から、親会社の担当者に異議を唱えたり、法律を杓子定規にかざすことは、事実上不可能である。すばらしい規定を作っても、正しく運用され、実効を伴わなければ価値がない。「親会社」という表現は、大きな組織であるがゆえに、実際の主体者があいまいであり、もっと具体的に、例えば「購買担当取締役」「購買担当役員」「購買部署の長」といったある程度組織の中で人物想定の上、運用できるような規定を加えてもらいたい。さらに、購買担当者(例えば大手自動車メーカーでは、数百人の人数がいると思われる)にこのような法律が改正された場合や、1年に一度「下請法」について詳しく学ぶ講習等を義務づけてもらいたい。その上で「下請法講習修了者」というような資格を作り、有資格者だけが下請け業者と、取引に関する協議が出来るようにしてもらいたい。今までも、法律はあったが、その通り運用されていないのが、大きな問題であり、監督官庁として、この法律を実効ある運用にすることが最も重要と考える。</p> <p>2)第4の1 対価の決定の方法の改善</p> <p>大手自動車メーカーが定期的な一律のコストダウンを求めている(毎年恒例行事のように)。しかも、堂々と新聞記事に掲載されていて(参照 6/24日刊工業新聞掲載「社値下げ要請記事」、既成事実化されている。このような「コストダウンを一律に要請する」というのは、ピラミッド構造になっている自動車作りの産業構造から、ピラミッド下部の中企業、零細企業に必ずそのしわ寄せが来る。(実際の下部に当たる企業にヒアリングしてもらおうとよい)なので、<好ましくない事例>として、下請け業者に対し、定期的に(1年に一度とか、半年に一度とか)コストダウン要請をすると行為、を挙げてもらいたい。</p>	<p>1)第7 2 (3)として、「調達に係る責任者から担当者に至るまで、下請取引を行う上で必要な関係法令等(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、下請法、基本準及びパートナーシップ構築宣言を行っている事業者においては自社のパートナーシップ構築宣言を含む。)に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施すること。」と規定し、全ての事業者が行うべき基準を定めております。今後とも制度運用の適切な実施に努めていきます。</p> <p>2)第4 1 (6)として、「具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。」を原価低減要請に関する望ましくない事例とした上で、「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請(原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。))を行わないものとする。」として基準を定めております。今後とも制度運用の適切な実施に努めていきます。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
19	第4 1 (1)	<p>意見内容 原案 「取引対価は・・・親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。」 修正案1 「取引対価は・・・親事業者及び下請事業者は、当該取引対象の付加価値向上に協力して努力すると共に、その価格は十分に協議して決定するものとする。」 修正案2 「取引対価は・・・親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。同時に、親事業者及び下請事業者は当該取引対象の付加価値向上に協力して取り組むように努めるものとする。」</p> <p>理由・背景 利益や賃上げ原資を生み出す付加価値向上(商品力向上、生産性向上)への親事業者と下請事業者の協力の必要性について言及する事が重要であると考え、適正な価格転嫁と賃上げで、日本経済が健全な成長を実現する必要は十分理解した上で、原材料費やエネルギー費のように下請事業者がコントロールできず、急激な上昇に対して吸収余力も乏しいコスト上昇要因に比較して、賃上げは、商品力の向上や、生産性の向上といった付加価値の向上で吸収できるコスト上昇要因であるため、競争力を創出する努力を改めて関係者で認識するため。</p>	<p>親事業者と下請事業者との協力の必要性は、振興基準を支える理念の1つであり、御指摘の通り、言及することは重要であります。このため、前文部分に以下の振興基準の理念を明示する部分を追加することといたします。</p> <p>下請事業者の事業活動は、親事業者の発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、親事業者と下請事業者の取引の公正と、これを通じた下請事業者の適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。</p> <p>このため、親事業者は、下請事業者の存在価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。他方、下請事業者は、親事業者に対し、発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善、契約条件の書面交付を求めると、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、協議・交渉を申し入れるほか、脱炭素化を始めとするグリーン化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。</p>
20	第4 1 (1)	<p>・意見内容 「下請事業者における賃金の引上げ」とあるが、下請事業者の賃金引上げ判断は下請事業者自身によるものであり、取引対価の考慮要素に含めるべきではなく、この部分は削除いただきたい。</p> <p>・理由 意見内容に含む</p>	<p>ご指摘のように、賃金の引上げは最終的には下請事業者自身の判断でなされるものですが、企業間取引における対価を収入源とする受注側企業において、賃金の原資となるのは取引対価であることもまた事実です。そのため、本規定では、こうした賃金の引上げが可能となるよう、親事業者と下請事業者が協議して取引対価を決定することを定めるものです。一例として、下請事業者から賃上げを含む原価上昇に伴う価格見直しの協議を求められた場合に、当該賃上げについて考慮することなく協議自体を拒否するようなことがあれば、指導や助言の対象となり得ることを念頭においております。このため、原案のとおりいたします。</p>
21	第4 1 (1)	<p>・意見内容 「品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した」が削除されたが、これらは合理的な算定方式の例示であり、有った方がより明確になるため、残していただきたい。</p> <p>・理由 意見内容に含む</p>	<p>該当部分については、第4 1 (5)に規定しております。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
22	第4 1 (1)①	<p>・意見内容 「目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること」について、「下請事業者から目標価格の要請があった場合はこれに準じない」ことを追記いただきたい。</p> <p>・理由 下請事業者から実際にこのようなヒアリングがある場合がある。</p>	<p>改正案第4 1 (1)の①から④の事例は、親事業者が「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことを求めており、下請事業者へのヒアリング結果を踏まえ、望ましくない事例を数点示しております。</p> <p>あくまでも親事業者側から下請事業者側に対して要請することを望ましくない事例として記載するものであり、下請事業者側から要請があった場合については対象外となることが明確であるため、原案のとおりいたします。</p>
23	第4 1 (1)①	<p>修正案 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請することとして、下請事業者単独で実現を検討させること。</p> <p>理由 要請する事自体が望ましくない事例となると、下請事業者の能力をもっとも有効に発揮させる事につながらないと考えられる。本事例の問題点は“要請する事”ではなく、“要請して下請事業者だけに実現性を検討させる事”であると考え。従って、これを正しく記述する必要があると思います。</p>	<p>改正案第4 1 (1)の①から④の事例は、親事業者が「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことを求めるにあたり、下請事業者へのヒアリング結果を踏まえ、望ましくない事例を数点示しております。</p> <p>事例の①は、親事業者が目標価格又は価格帯のみを提示し、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること、つまり、事実上、親事業者が価格を押し付けているに等しいような事例を望ましくない事例として挙げております。ご意見では、「要請して下請事業者だけに実現性を検討させる事」が問題であるとのことですが、ここで挙げている事例は、むしろ、下請事業者に更なる検討をさせないことを問題としておりますので、趣旨が異なるものと考えます。</p> <p>望ましくない事例については、下請事業者へのヒアリング結果を踏まえた事例としておりますことから、原案のとおりいたします。</p>
24	第4 1 (1)②	<p>意見内容 「過度に」という文言に対する解釈の幅を大きく許容しているように読める。少なくとも「過度」の具体的事例をご記載頂きたい。</p> <p>理由・背景 ある程度の詳細な見積もりは発注者として公正な取引をする上で必要。「過度」を記載するなら具体的なイメージが持てる様な文言が有る方が実効的であると考えため。</p>	<p>改正案第4 1 (1)の①から④の事例は、親事業者が「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことを求めるにあたり、下請事業者へのヒアリング結果を踏まえ、望ましくない事例を数点示しております。</p> <p>事例の②と④は、いずれも、親事業者が正当な理由なくして協議を拒んでいる事例となっています。親事業者の行為の態様に着目して、「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことに当たる望ましくない事例としている次第です。</p> <p>親事業者と下請事業者が取引対価について協議するに当たっては、それなりに詳細な見積りに基づいて協議する必要があることはご意見のとおりですが、上記のように、親事業者が正当な理由なくして協議を拒んでいるという態様を表すため、「過度に詳細な見積り」として表現したものです。そのため、原案のとおりいたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
25	第4 1 (1)②	<p>修正案 経済合理性の確認には不必要な程過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成でき提出しないことを理由として、協議を拒む一方的に終わらせること。</p> <p>理由 ”過度に”という抽象的な表現は、認識の齟齬を誘導する事になるので修正が必要だと思います。 経済合理性を確認する上で当然必要な情報であり、事業者として当然有する情報を要請したに過ぎなくても、下請事業者が価格を下げたくない事を背景として”過度に詳細な見積りである”との主張をされると、親事業者は下請事業者の言い値で価格合意をせざるを得なくなり、結果として下請事業者の能力をもっとも有効に発揮させたとはいえなくなってしまいます。</p>	<p>改正案第4 1 (1)の①から④の事例は、親事業者が「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことを求めるにあたり、下請事業者へのヒアリング結果を踏まえ、望ましくない事例を数点示しております。</p> <p>事例の②と④は、いずれも、親事業者が正当な理由なくして協議を拒んでいる事例となっています。親事業者の行為の態様に着目して、「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことに当たる望ましくない事例としている次第です。この親事業者が正当な理由なくして協議を拒んでいるという態様を表すため、「過度に詳細な見積り」として表現したものです。ご意見のように「経済合理性の確認には不必要な程過度に」と表した場合には、例えば、始めから協議を拒もうという意図を持った親事業者にとっては、「経済合理性の確認」に必要だといって下請事業者に詳細な見積りを求めることがありえます。このため、原案のとおりといたします。</p>
26	第4 1 (1)②	<p>・意見内容 本項目を削除いただきたい。</p> <p>・理由 合理的な価格を決定するには詳細な見積もりが必要であるため。</p>	<p>改正案第4 1 (1)の①から④の事例は、親事業者が「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことを求めるにあたり、下請事業者へのヒアリング結果を踏まえ、望ましくない事例を数点示しております。</p> <p>事例の②と④は、いずれも、親事業者が正当な理由なくして協議を拒んでいる事例となっています。親事業者の行為の態様に着目して、「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことに当たる望ましくない事例としている次第です。</p> <p>ご意見のように、合理的な価格決定にあたり、詳細な見積りが必要な場合はあり得るものです。このため、望ましくない事例については、「過度に詳細な見積り」として規定しているところでございます。このため、原案のとおりといたします。</p>
27	第4 1 (1)② 第4 4 (4)②	<p>・意見内容 第4 1 (1)② 下請事業者の仕入、購入価格を提示することを要請してはいけないというような文言を追加してほしい 第4 4 (4)② ②にも約束手形だけでなく「一括決済方式及び電子記録債権」を追加してほしい</p> <p>・理由 第4 1 (1)② 下請事業者がいくらで購入しているかの価格の開示を要請しないでほしい。(新聞、メディアで報道されないものの価格上昇に対して根拠を示せという意味で実価格の開示を求めてくることが多い) 第4 4 (4)② 手形だけでなくファクタリングも追加してほしい。</p>	<p>・第4 1 (1)②について 改正案第4 1 (1)の①から④の事例は、親事業者が「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことを求めるにあたり、下請事業者へのヒアリング結果を踏まえ、望ましくない事例を数点示しております。個々の取引内容によっては、親事業者と下請事業者が協議するに際し、下請事業者の仕入、購入価格を提示していただくことが必要な場合もありますので、業種、業態等を問わず、一律に要請してはならないとの規定を設けることは困難であると考えますが、個々の事案において、親事業者が「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議」を行っているかと判断される場合もあり得ますので、場合によって指導・助言の対象となり得るかと考えております。そのため、原案のとおりといたします。</p> <p>・第4 4 (4)②について 今後利用廃止を進めるものは、現時点では従来から利用されている約束手形(手形小切手法が適用される約束手形)を想定しているため、原案のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
28	第4 1 (1)③	意見内容 原案 複数の事業者からの見積り等を比較した上で、競合する他の事業者への転注を示唆することにより、事実上、当該見積価格の更なる引下げを下請事業者に押し付けること。 修正案 削除して頂きたい。もし残すのであれば、「ただし一定の制限(転注は償却などの費用回収終了後とする)とともに、転注を実施するまでのリードタイムを半年以上設ける等)を設けた上での価格交渉と転注は可能」との文言を追加して頂きたい。 理由・背景 押し付け要求ではない事が判る根拠を仕入先に提示すると共に、一定の制限(左記)を満足した上で価格交渉を実施するのであれば問題無い(押し付けにならない)と考えるため。	ホームページでお示しておりますが、パブリック・コメントの手続開始後に修正し、修正後の案を改めてお示しております。 当該修正案では、「もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。」としており、転注の意思がないにもかかわらず転注を示唆することで、親事業者が意図する取引対価を押し付けることを望ましくない事例としています。実際に転注の可能性を考慮に入れた上での価格交渉と転注自体を否定するものではないため、修正後の原案のとおりといたします。
29	第4 1 (1)③	意見内容 原案 下請け業者に押し付ける事 修正案 下請け業者に対して一方的に決定する事 理由・背景 押し付け、とは下請事業者の主観的表現を文字に起こしている様に感じるので実効的な表現にした。	「押し付ける」という表現は、現行の振興基準においても用いている表現でございます。また、取引対価を親事業者が定めて下請事業者に応じさせる場合もあれば、下請事業者が親事業者の意図する取引対価で見積りを提出させて親事業者がこれを承認する場合もありますので、「下請け業者に対して一方的に決定する事」では、親事業者の行為だけを表現して十分なものとならないと考えます。このため、原案のとおりといたします。
30	第4 1 (1)③	意見内容 「もともと転注するつもりがないにもかかわらず」は削除して頂きたい。 理由・背景 「もともと転注するつもりがないにもかかわらず」という文言は、その訴えがあった時に何を以てその様に判断するのか明確ではないため。	改正案第4 1 (1)の①から④の事例は、親事業者が「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わない」ことを求めるにあたり、下請事業者へのヒアリング結果を踏まえ、望ましくない事例を数点示しております。これらは例示ですので、③の事例に該当しない場合であっても、親事業者が「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議」を行っているかと判断される場合があります。 また、③の事例は、望ましくない事例について、その具体的内容を明確化する観点から、「もともと転注するつもりがないにもかかわらず」という文言を加えていたものです。この望ましくない事例に該当するかどうかを含め、指導・助言を行う際には、あらかじめ調査を行いますので、その調査の中で判断することとなります。 これらのことから、原案のとおりといたします。
31	第4 1 (1)③	・意見内容 本項目を削除いただきたい。 ・理由 親事業者側も入札案件等競合が必要な場合がある。資本主義の基本原則の一つである「市場での競争原理」を否定するものであり、本項目は削除いただきたい。	ホームページでお示しておりますが、パブリック・コメントの手続開始後に修正し、修正後の案を改めてお示しております。ご意見については、修正前の案に対するご意見ではないかと推察いたします。仮に、修正後の案に対するご意見であれば、本規定については、親事業者が転注を示唆して殊更に下請事業者に危機感を与え、事実上、意図する取引対価を押し付ける行為を望ましくない事例としておりますので、「市場での競争原理」を否定するもの」とはいえないことから、原案のとおりといたします。
32	第4 1 (2)	・意見内容 資源・原材料価格が高騰するなか、十分な価格転嫁ができない中小企業等の利益圧迫が深刻になっている。会員企業からは発注事業者が協議を先延ばしする実態の改善を求める声があがっており、価格転嫁の協議や見直しへの速やかな対応を、下請中小企業振興法に基づく振興基準に明確に盛り込むことは極めて重要と考える。振興基準(案)に記載の「定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする」を確実に盛り込まれたい。	賛同の御意見として承ります。

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
33	第4 1 (2)	<p>修正案 親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、取引の期間において、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。</p> <p>理由 取引の内容(設備等)によっては定期的な取引が無いケースも想定されるため、一律に最低年1回でなく、効率的に協議を遂行するための定義づけが必要と考えます。</p>	<p>親事業者と下請事業者の間では継続的な取引が行われていることを念頭に、比較的多くの価格協議が行われている9月と3月を「価格交渉促進月間」と位置づけ、そのような機会を捉える等により、少なくとも年1回以上の協議を行っていただきたいと考えております。</p> <p>ただし、ご意見に関して、たとえば1年前に発注し、設備の納品を受けたが、その後1年間、まったく当該下請事業者とは取引を行っておらず、メンテナンスなどの取引もない、という場合であれば、そもそも、親事業者と下請事業者の関係に立っているとはいえませんので、ご指摘の規定については、適用がそもそもないということとなりますので、「取引の期間において」を加える必要もないと考えます。このため、原案のとおりといたします。</p>
34	第4 1 (2)	<p>意見内容 ①「毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により」を削除いただきたい。 ②「親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。」について、「親事業者は、継続的な発注を前提とした新規の品目について取引を開始する場合は、新規発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。」と変更いただきたい。</p> <p>理由 ①価格改定はその必要性の発生に応じ実施するもので、時期を固定化すること は相応しくない。 ② ・発注の都度、見積もりを取得する取引においては、見積内容に異議が無ければ、見積もり価格通りの発注がなされ、また、見積もり価格に疑義があれば当然、価格協議の場が持たれる。よって、発注の都度、協議を行う旨を規定する必要はない。 ・継続的な発注を前提とする取引の場合は、同一取引先に対して複数の品目を発注することが一般的であり、その結果、月次発注件数が100件を超えることも珍しくない。この場合、親事業者のみならず、下請事業者にとっても、発注の都度、協議を行う旨の規定を遵守することは不可能である。また、「年に1回以上の協議を行うもの」とする部分との乖離が著しいと考える。 ・価格協議については、都度見積もりを取得する取引においては必要に応じて行えばよく、継続的な発注を前提とする取引の場合は、新規発注品目については正式発注前に価格協議により価格を決定し、それ以後は、少なくとも年に1回以上の協議の場で、あるいは、コスト上昇や発注内容の変更により下請事業者から申し出があったときに、遅滞なく協議に応じれば十分な協議機会が設けることができると考える。また、必ずしも定期的である必要はない。</p>	<p>①については、本規定で「毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により」と記しましたとおり、「等」を入れてございますので、価格交渉促進月間以外の機会を捉えて協議をしていただくことはあり得るものです。ただし、少なくとも年1回以上の協議を行っていただきたいと考えております。このように、本規定は、時期を固定化するものではありませんので、原案のとおりといたします。</p> <p>②の理由の第1点目について、ご指摘の内容からは、見積を取得してやりとりをされていますので、現に、何らかの協議が行われているのではないかと考えられます。このため、発注の都度、協議を行うことを求めないことに理由がないと考えますので、原案のとおりといたします。</p> <p>理由の第2点目について、継続的な発注については、新規契約の際に価格協議が行われ、その後は、数量と納期が月単位、週単位などで示されることとなり、価格については当初の協議結果どおりとされる場合が多いのではないかと考えられます。このため、本規定では、「親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする」と規定しており、月単位、週単位での発注を捉えて、その都度、協議を行うことを求めているものではございませんので、原案のとおりといたします。</p> <p>理由の第3点目について、都度見積りを取得する取引においては、その都度協議がなされていることとなりますので、必要に応じて行えばよい、としなければならない理由がありません。 また、改正案では、まず、継続的な発注については、協議をする場合に親事業者と下請事業者が効率的に取り組むことができるように、下請事業者からの申出があった場合には定期的な協議に応じることを求めています。また、コストが上昇した場合等については、下請事業者からの申出があった場合には定期的な協議を待つことなく、遅滞なく協議に応じることを求めています。ご意見は、下請事業者から申出があった場合に遅滞なく協議に応じるものとするのみを規定すればよいというものです。こうした規定であれば、たとえば、継続的な発注について、下請事業者から不定期に何度も交渉を持ちかけることも可能となり、効率的ではなく、かえって協議が円滑に進まなくなるということも考え得るところです。このような趣旨から定期的な協議として規定したところですので、原案のとおりといたします。</p>
35	第4 1 (2)	<p>意見内容 原案 ・等のコストが上昇した場合、または発注内容を変更した場合であって、下請業者からの申し出があった時は定期的な協議以外の時期であっても協議に応じるものとする。</p> <p>修正案 ・等の市場価格変動が生じた場合、または発注内容を変更した場合、定期的な協議以外の時期であっても必要に応じて協議をする。</p> <p>理由・背景 中長期的には上がることも下がることも起こりうるため。</p>	<p>改定案では、親事業者と下請事業者の間における交渉力の格差にかんがみ、コスト上昇時の協議について、下請事業者からの申出があった場合には親事業者に遅滞なく協議に応ずることを求めています。</p> <p>コストが中長期的には下がることも起こりうるのご指摘であり、これを否定するものではありませんが、コストが下がった場合には、親事業者の側から下請事業者に対して協議を申し出ることとなるのが通例であり、この場合には、交渉力の格差を考慮すれば、下請事業者に協議に応じることを準則として求める必要があるとは言いえないことから、原案のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
36	第4 1 (2) 第4 4 (4)②	<p>・該当箇所 (1)第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 1 対価の決定の方法の改善 (2)の「…、遅延なく協議に応じるものとする。」</p> <p>(2)第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 (4)2「…、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」</p> <p>・意見内容 (1)「また、回答を自社都合理由で延ばすことなく、1ヶ月以内を目標に回答すること。」を加える。 (2)「また、一括決済方式及び電子記録債権に切り替えることで、下請事業者の割引金利が上がることで不利益になる場合は、それを避ける事。」を加える。</p> <p>・理由 (1)親事業者が「自社の組織の都合や担当者の変更などで社内協議が進まない」との理由で、3ヶ月も回答を引き延ばされるケースが発生しています。その間にも更に原材料価格が上がることで、何度も訪問することでの費用が多くなり、不利益となっています。これについて時間的な指針を付け加えることで協議を引き延ばすことなく、速やかな回答を求めるものです。 (2)手形を電子債券に変えれば取引適正化に向かっていただいていると勘違いしておられる親事業者が見受けられます。サイト60日は良しとして、割引金利が自動的に決まるファクタリングや電債により、下請事業者の割引金利が上がるケースが増えており、不利益となっていますので、それは避けるように指針を加えて頂きたいです。</p>	<p>(1)については、むしろ画一的に設定することによって、遅いタイミングで高止まりをする可能性もあり、また、ご意見のように「一ヶ月以内を目標に」と設定すると、目標に過ぎないとして、一ヶ月以内に協議を行い得ないこととなるという事態も想定されます。このため、あえて「遅滞なく」として規定したところであり、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)ご指摘のとおり電子記録債権への切り替えにより下請事業者側の負担が増えるのは望ましくないものと考えております。この点については、使い勝手の良い電子的決済サービスの普及のため、一般社団法人全国銀行協会が策定する自主行動計画においても、決済に関する手数料体系の見直しを行うべく、「振出人が負担する手形・小切手の発行手数料、受取人が負担する取立手数料等についての合理的かつ適正な価格への見直しや、電子的決済サービスに係る手数料や料金プランについての合理的かつ適正な価格への見直しを検討する」として、金利負担面でも使いやすい方向で検討していただいているところです。また、改定案は、令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた現状の政府の方針を整理し、「約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする」と規定しているものであるため、原案のとおりといたします。</p>
37	第4 1 (3)	<p>意見内容 「自社における賃金の引き上げ率に見劣りしない水準の賃金…決定に務めるものとする。」は削除して頂きたい。</p> <p>理由・背景 発注側企業の業績が芳しくない場合、受注側が発注側に合わされる可能性が有るのは困るため。</p>	<p>発注側企業の業績が好調の場合であって、下請事業者との取引対価に労務費の上昇分を転嫁してもらえないケースを想定し、その場合にできる限り発注側企業の賃金の引き上げ率に見劣りしない水準の賃金の引き上げが実現できるような取引対価の決定に努めるものであり、発注側企業の業績が芳しくない場合において、必ずしも発注側企業の賃金の引き上げ率にあわせる必要性はございません。従って、原案のとおりといたします。</p>
38	第4 1 (3)	<p>・意見内容 本項目を削除して頂きたい。</p> <p>・理由 下請事業者が賃金を引き上げるかどうかは下請事業者自身の問題であって、取引対価が先行指標となる根拠が明確でない。</p>	<p>ご指摘のように、賃金の引上げは下請事業者自身の判断でなされるものですが、企業間取引における対価を取入源とする受注側企業において、賃金の原資となるのは取引対価であることもまた事実です。そのため、本規定では、こうした賃金の引上げが可能となるよう、親事業者と下請事業者が協議して取引対価を決定することを定めるものです。一例として、下請事業者から賃上げを含む原価上昇に伴う価格見直しの協議を求められた場合に、当該賃上げについて考慮することなく協議自体を拒否するようなことがあれば、指導や助言の対象となり得ることを念頭においております。このため、原案のとおりといたします。</p>
39	第4 1 (4)	<p>意見内容 全文削除して頂きたい。</p> <p>理由・背景 当該業界は構造的に対応が不可能でその状況を理解して各社は取引を開始して現在に至っている事実が有るため。</p>	<p>本規定は、発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、取引の相手方の資金繰りに懸念が生じることから、前払い比率や期中払い比率を高める努力をすることを求めるものです。ご指摘のような親事業者が置かれる状況も理解できる面はあるものの、上述の内容を踏まえた支払いに努めていただきたいと考えております。このため、原案のとおりといたします。</p>
40	第4 1 (4)	<p>・意見内容 「親事業者は、前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努めるものとする」について、親事業者側も当該顧客からの前払い及び期中払い比率に応じて支払うものであるため、「親事業者は、顧客からの前払い比率及び期中払い比率を勘案して、下請事業者への前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努めるものとする」と変更して頂きたい。</p> <p>・理由 意見内容に含む</p>	<p>本規定は、発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、取引の相手方の資金繰りに懸念が生じることから、前払い比率や期中払い比率を高める努力をすることを求めるものです。ご指摘のような親事業者が置かれる状況も理解できる面はあるものの、上述の内容を踏まえた支払いに努めていただきたいと考えております。このため、原案のとおりといたします。</p>
41	第4 1 (5)	<p>意見内容 電子的な決済等にかかるコストは何を指すかが不明瞭なので明記して頂きたい。</p> <p>理由・背景 システム導入などに関する費用が発生する可能性は認識するものの、導入後の業務効率化なども想定され、一方的に押し付けられる負担のようなものとは言い切れないのではないかと、思うため。</p>	<p>電子的な決済等に係るコストは、電子受発注や導入に係るイニシャルコストや導入後のランニングコストなどを含むものです。親事業者の業務の合理化を図るためのシステム導入であっても、下請事業者にとって、業務の効率化に資する場合があります。そのような場合には、これを考慮要素の一つとして、取引対価を決定することが求められます。このため、原案のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
42	第4 1 (5)	<p>・意見内容 ①「環境コスト」を削除いただきたい。 ② 諸経費については、下請事業者からその提示が無ければ考慮することができないため、親事業者が、合理的な範囲において、経費明細の提示を求めた場合、下請事業者は、その要請に応じること、また親事業者のその要請が、1-(1)-②の「過度に詳細な見積もり」に該当しないことを明記いただきたい。</p> <p>・理由 ①環境対策に要したコストの負担は、親事業者が複数の場合はその負担率など、親事業者でコストの妥当性や評価が困難であるため。 ②意見内容に含む</p>	<p>①について、環境対応コストは、親事業者に下請事業者が製品を供給する上で必要となる経費であるため、諸経費の一つとして規定しているものです。このため、原案のとおりといたします。</p> <p>②について、環境対応コストは、諸経費の一つであることから、親事業者が下請事業者も納得できる合理的な範囲において経費明細の提示を求めているのであれば、下請事業者としてその要請に応じない理由はなく、振興基準として、わざわざその要請に応じることが必要はないと考えます。 なお、親事業者が環境対応コストとして経費明細を求める場合について、あらかじめ、親事業者がどのような内容のものを経費明細として要請しているのか、また、親事業者の行為の態様がいかなるものであるかをあらかじめ知りうるができないため、「過度に詳細な見積もり」に該当するか否かを事前に判断することができないところ。このため、ご意見の内容を振興基準に明記することは避けさせていただき、原案のとおりといたします。</p>
43	第4 1 (8)①	<p>・意見内容 コスト上昇額の妥当性を判断するには、下請事業者からコストの明細、過去のコスト推移などが必要となるため、親事業者が、合理的な範囲において、そのような明細の提示を求めた場合、下請事業者は、その要請に応じること、また親事業者のその要請が、1-(1)-②の「過度に詳細な見積もり」に該当しないことを明記いただきたい。</p> <p>・理由 意見内容に含む</p>	<p>コストの明細について、親事業者が下請事業者も納得できる合理的な範囲において明細の提示を求めているのであれば、下請事業者としてその要請に応じない理由はなく、振興基準として、わざわざその要請に応じることが必要はないと考えます。 なお、親事業者がコスト明細を求める場合について、あらかじめ、親事業者がどのような内容のものをコスト明細として要請しているのか、また、親事業者の行為の態様がいかなるものであるかをあらかじめ知りうるができないため、「過度に詳細な見積もり」に該当するか否かを事前に判断することができないところ。このため、ご意見の内容を振興基準に明記することは避けさせていただき、原案のとおりといたします。</p>
44	第4 2 (3)	<p>・意見内容 ・下記を削除いただきたい。 「親事業者は、下請事業者にも当該負担を求めることとなる場合には、親事業者、下請事業者それぞれが当該物品等に係る納品により得た取引対価を勘案しつつ、下請事業者と十分に協議を行い、親事業者及び下請事業者双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に下請事業者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させないものとする。」 ・全体が長過ぎるため、規定内容がより明確になるよう、箇条書きに変更いただきたい。</p> <p>・理由 改正案では、下請事業者に帰責性があると認められる隠れたる瑕疵等を原因とした、やり直しや損害賠償を求める場合においても、責任を一部免除されるような内容になっている。責任の範囲は、事案の内容に応じて都度協議すべきものであるが、常時、取引対価の大小に応じた双方負担を前提とすべきと解釈されるような表記は適切ではない。</p>	<p>改正案第4 2 (3)の前段では、「当該物品等の不具合の有無及びその原因を明らかにし」、「親事業者がすべてを負担せず下請事業者にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認するものとする」と規定しているに過ぎず、ご意見の理由にあるところの下請事業者の「責任を一部免除されるような内容」となっているものではありません。また、下請事業者にも負担を求めることとなった場合について、「下請事業者と十分に協議を行い、親事業者及び下請事業者双方が合理的な割合で負担するものとし」と規定しており、ご意見の理由に書かれている「事案の内容に応じて都度協議すべきもの」という考え方も共通するものとなっています。また、規定案は、「親事業者、下請事業者それぞれが当該物品等に係る納品により得た取引対価を勘案しつつ、下請事業者と十分に協議を行い、親事業者及び下請事業者双方が合理的な割合で負担するものとし」と規定しており、ご意見の理由にあるような「常時、取引対価の大小に応じた双方負担を前提とすべき」と解釈されるような表記となっているものではございません。このため、削除する理由がないと考えます。 また、たとえば、幾つかの事例が文章中に存在しているのであれば、当該事例を箇条書きとすることもありますが、本規定については、箇条書きとすることによって規定内容が必ずしもより明確となるわけではないと考えます。 このため、原案のとおりといたします。</p>
45	第4 4 (1)	<p>・意見内容 「また、当該受領をした日から起算して60日以内において定める支払期日までに、下請代金を支払うことを徹底する。」とあるが、「受領した日から起算して60日以内において定める支払期日」の支払は、あくまで下請代金法の規定であるため、改訂前の記載内容に戻していただきたい。</p> <p>・理由 意見内容に含む</p>	<p>「受領日から起算して60日以内において定める支払期日」の支払は当然下請代金法により規制されるものですが、本規定を振興基準にも記載することにより、下請代金法に係る取引についても、改めて遵守を促すものです。また、下請代金法の適用対象外であるため、親事業者が迅速な支払いをせず、下請事業者に資金繰り上のしわ寄せがなされている実例を把握しており、このような事例の発生を防止する必要があることから、一定の基準として60日以内の支払いを求めるものであり、原案のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
46	第4 4 (2) 第4 4 (4)① 第4 4 (4)②	<p>(1)「少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。」を、賃金相当でなく「少なくとも下請代金の半額を現金で支払うものとする。」したい。</p> <p>(2)「・・・60日以内とするよう努めるものとする。」を、「・・・できる限り60日以内とするものとする。」努力目標でなく指導対象としたい。</p> <p>「約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」を、「約束手形は、できる限り利用しないものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるものとする。」とすべき。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>(1)賃金は少なくとも毎月現金で支払われるものであるため下請事業者が費用として現金で支出しているものは、賃金の他、原材料費、エネルギー費、運送費等多くのものがあり、その額は下請代金の50%を大きく超えています。また、昨今の原材料費、エネルギー費、労務費等の高騰により、その比率はさらに上昇しています。このことから、賃金相当額のみではなく、「少なくとも下請代金の半額を現金で支払うものとする。」とするべきである。</p> <p>(2)「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322中庁第2号・公取企第25号)においては、「下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とする(おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。)」旨要請されています。</p> <p>この通達は3年以内を目処とするとの執行猶予期間がついているものの、規制法である下請代金法の解釈に関わるものであり、相応の強制力が働くものと考えられる。</p> <p>振興基準より強い表現として欲しい。このことにより、正当な理由のないサイトが60日を超える手形等の発行を抑制することができると期待できます。また、指導・助言対象となる言い直しとして欲しい。</p>	<p>(1)ご指摘のように、コスト上昇の要因としては労務費以外にも原材料費やエネルギー費などが挙げられるところ、特に賃金に当たる労務費は従業員の生活の基礎をなすものであると考えられるため、下請代金全額を現金払とすることとしています。また、本来的には、労務費以外の下請代金についても現金払とすることが望ましいものであるところ、現行の取引は、業種や業態、規模などにより多様なものとなっているため、ご指摘のように下請代金の半額を一律に現金払とすることは極めて困難であると考えられます。このようなことを踏まえ、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322中庁第2号・公取企第25号)による要請は、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、可能な限り速やかに下請代金の支払の更なる適正化に努めるよう要請するものとなります。「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日 2021206中庁第1号・公取企第131号)においては、おおむね3年以内(令和6年)を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法(下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。)の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしており、振興基準において対象となる下請代金の支払いよりも厳しい内容としています。そのため、原案のとおりといたします。</p>
47	第4 4 (2) 第4 4 (4)① 第4 4 (4)②	<p>ほとんどの内容については賛成いたします。以下の3ヶ所について、意見を述べます。</p> <p>【該当箇所】</p> <p>1)第4の4(2) 「少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。」</p> <p>2)第4の4(4)① 「約束手形・・・については、60日以内とするよう努めるものとする。」</p> <p>3)第4の4(4)② 「約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」</p> <p>【意見内容】</p> <p>1)「少なくとも下請代金の半額を現金で支払うものとする。」に変更。</p> <p>2)「・・・できる限り60日以内とするものとする。」に変更。</p> <p>3)「約束手形は、できる限り利用しないものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるものとする。」に変更。</p> <p>【理由】</p> <p>1)私たちの組合員企業が現金で支払う費用は、人件費の他にも原材料費、副資材費、エネルギー費、運送費など多くのものがあります。その額は代金の5割を軽く超えています。したがって、現金での支払いについては「少なくとも下請代金の半額を現金で支払うものとする。」に変更して頂きたい。</p> <p>2)原材料費から副資材、運送費、電気代まで、数か月単位でどんどん高くなっていく現在の状況にあっては「60日以内の支払い」をお願いすることは私たち組合員企業にとって、本当に切実な問題です。取引相手企業に「60日以内の支払い」をお願いして了解を頂く企業もありますが、なお120日の手形サイトを変更できない企業があるのも事実です。</p> <p>第4の4(4)①は、「60日以内とするよう努めるものとする」とあり、この文言では「努めるだから、努力目標なんです」と受け止められる恐れがあります。「できる限り60日以内とするものとする。」と明記することは、今後も「60日以内の支払い」の交渉しなくてはならない組合員企業にとって、大きな助けとなります。</p> <p>3)第4の4(4)②の「約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」についても、①と同じように単なる努力目標と受け止められる恐れがあるので、「よう努める」の文字を削除して頂きたいと考えます。</p>	<p>(1)ご指摘のように、コスト上昇の要因としては労務費以外にも原材料費やエネルギー費などが挙げられるところ、特に賃金に当たる労務費は従業員の生活の基礎をなすものであると考えられるため、下請代金全額を現金払とすることとしています。また、本来的には、労務費以外の下請代金についても現金払とすることが望ましいものであるところ、現行の取引は、業種や業態、規模などにより多様なものとなっているため、ご指摘のように下請代金の半額を一律に現金払とすることは極めて困難であると考えられます。このようなことを踏まえ、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322中庁第2号・公取企第25号)による要請は、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、可能な限り速やかに下請代金の支払の更なる適正化に努めるよう要請するものとなります。「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日 2021206中庁第1号・公取企第131号)においては、おおむね3年以内(令和6年)を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法(下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。)の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしており、振興基準において対象となる下請代金の支払いよりも厳しい内容としています。そのため、原案のとおりといたします。</p> <p>3)全ての事業者が必ず行う取組ではないが、ベストプラクティスとして事業者を目指してほしい取組(直接的に指導・助言の根拠とすることは想定していない)を、「～するよう努めるものとする。」と規定しており、親事業者や下請事業者に積極的に取り組んでいただきたい内容としていることをご理解いただければと思います。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
48	第4 4 (2) 第4 4 (4)① 第4 4 (4)②	<p>(1)「少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。」を、「少なくとも賃金に相当する金額かつ下請代金の半額以上を現金で支払うものとする。」とすべき。</p> <p>(2)①「・・・60日以内とするよう努めるものとする。」を、「・・・できる限り60日以内とするものとする。」とすべき。</p> <p>②「約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」を、「約束手形は、できる限り利用しないものとする。」とすべき。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>(1)賃金は毎月現金で支払われるものであるが、下請事業者が費用として現金で支出しているものは、賃金の他、原材料費、エネルギー費、運送費等多くのものがあり、その額は下請代金の50%を大きく超えている。また、昨今の原材料・エネルギー・労務費等の高騰により、その比率はさらに上昇している。下請事業者により賃金比率が50%を下回る場合も多いので、「少なくとも賃金に相当する金額かつ下請代金の半額以上を現金で支払うものとする。」とする必要がある。</p> <p>(2)①「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)においては、「下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること(おおむね3年以内を目的として、可能な限り速やかに実施すること)」と要請されている。この通達とは3年以内を目的とするの執行猶予期間がついているものの、規制法である下請代金法の解釈に関わるものであり、相応の強制力が働くものとする。一方、振興基準は規制法ではなく振興法でありそれにも関わらず振興基準を通過よりも弱めた表現とするのは、通達と比較し政府の取組が後退しているように感じられる。振興法(振興基準)は下請取引のあるべき姿を示すものであり、通達よりも強い表現であるべきである。最低でも通達から後退してはいけないと考える。</p> <p>(2)②(2)において「下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする」と記載されている。今回追記された(4)では「約束手形を利用しないよう努める」、「現金による支払いに切り替えるよう努める」とあるが「約束手形を使う場合、約束手形から現金払いに切り替えない場合はいずれも(2)の規定(準則規定)により指導助言の対象になると考える。にも関わらず(4)の規定は努力規定となっており、指導助言の対象にしないとするのは矛盾が生ずる。(4)が追加されることにより(2)の準則規定が形骸化することを大いに懸念するものである。(4)を準則規定とし、従来の基準から後退しないようにしていただきたい。」</p> <p>このことにより、正当な理由のない約束手形発行の抑制や現金支払いの促進につながる事が期待できる。</p>	<p>(1)ご指摘のように、コスト上昇の要因としては労務費以外にも原材料費やエネルギー費などが挙げられるところ、特に賃金に当たる労務費は従業員の生活の基礎をなすものであると考えられるため、下請代金全額を現金払とすることとしています。また、本来的には、労務費以外の下請代金についても現金払とすることが望ましいものであるところ、現行の取引は、業種や業態、規模などにより多様なものとなっているため、ご指摘のように下請代金の半額を一律に現金払とすることは極めて困難であると考えられます。このようなことを踏まえ、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)①「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)による要請は、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、可能な限り速やかに下請代金の支払の更なる適正化に努めるよう要請するものとなります。「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日2021206中庁第1号・公取企第131号)においては、おおむね3年以内(令和6年)を目的として、サイトが60日を超える手形等を下請法(下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。)の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしており、振興基準において対象となる下請代金の支払いよりも厳しい内容としています。そのため、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)②全ての事業者が必ず行う取組ではないが、ベストプラクティスとして事業者を目指してほしい取組(直接的に指導・助言の根拠とすることは想定していない)を、「～するよう努めるものとする。」と規定しており、親事業者や下請事業者に積極的に取り組んでいただきたい内容としてご理解いただければと思います。</p>
49	第4 4 (2) 第4 4 (4)① 第4 4 (4)②	<p>(1)「少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。」を、「少なくとも賃金に相当する金額かつ下請代金の半額以上を現金で支払うものとする。」とすべき。</p> <p>(2)①「・・・60日以内とするよう努めるものとする。」を、「・・・できる限り60日以内とするものとする。」とすべき。</p> <p>②「約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」を、「約束手形、一括決済方式及び電子記録債権は、できる限り利用しないものとする。」とすべき。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>(1)賃金は毎月現金で支払われるものであるが、下請事業者が費用として現金で支出しているものは、賃金の他、原材料費、エネルギー費、運送費等多くのものがあり、その額は下請代金の50%を大きく超えている。また、昨今の原材料・エネルギー・労務費等の高騰により、その比率はさらに上昇している。下請事業者により賃金比率が50%を下回る場合も多いので、「少なくとも賃金に相当する金額かつ下請代金の半額以上を現金で支払うものとする。」とする必要がある。</p> <p>(2)①「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)においては、「下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること(おおむね3年以内を目的として、可能な限り速やかに実施すること)」と要請されている。この通達とは3年以内を目的とするの執行猶予期間がついているものの、規制法である下請代金法の解釈に関わるものであり、相応の強制力が働くものとする。一方、振興基準は規制法ではなく振興法でありそれにも関わらず振興基準を通過よりも弱めた表現とするのは、通達と比較し政府の取組が後退しているように感じられる。振興法(振興基準)は下請取引のあるべき姿を示すものであり、通達よりも強い表現であるべきである。最低でも通達から後退してはいけないと考える。</p> <p>(2)②下請事業者にとっては、約束手形と一括決済方式及び電子記録債権は実質的に同じ現金化を先延ばしする決済方式であり、約束手形だけではなく、一括決済方式も電子記録債権も全て現金による支払いに切り替えるべきである。また「できる限り」と「努める」が併記されているが、「できる限り」が記載されれば、「努める」は不要と考える。</p> <p>(4)②(2)において「下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする」と記載されている。今回追記された(4)では「約束手形を利用しないよう努める」、「現金による支払いに切り替えるよう努める」とあるが「約束手形を使う場合、約束手形から現金払いに切り替えない場合はいずれも(2)の規定(準則規定)により指導助言の対象になると考える。にも関わらず(4)の規定は努力規定となっており、指導助言の対象にしないとするのは矛盾が生ずる。(4)が追加されることにより(2)の準則規定が形骸化することを大いに懸念するものである。(4)を準則規定とし、従来の基準から後退しないようにしていただきたい。」</p> <p>このことにより、正当な理由のない約束手形発行の抑制や現金支払いの促進につながる事が期待できる。</p>	<p>(1)ご指摘のように、コスト上昇の要因としては労務費以外にも原材料費やエネルギー費などが挙げられるところ、特に賃金に当たる労務費は従業員の生活の基礎をなすものであると考えられるため、下請代金全額を現金払とすることとしています。また、本来的には、労務費以外の下請代金についても現金払とすることが望ましいものであるところ、現行の取引は、業種や業態、規模などにより多様なものとなっているため、ご指摘のように下請代金の半額を一律に現金払とすることは極めて困難であると考えられます。このようなことを踏まえ、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)①「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)による要請は、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、可能な限り速やかに下請代金の支払の更なる適正化に努めるよう要請するものとなります。「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日2021206中庁第1号・公取企第131号)においては、おおむね3年以内(令和6年)を目的として、サイトが60日を超える手形等を下請法(下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。)の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしており、振興基準において対象となる下請代金の支払いよりも厳しい内容としています。そのため、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)②今後利用廃止を進めるものは、現時点では従来から利用されている約束手形(手形小切手法が適用される約束手形)を想定しております。下請代金はできる限り現金で支払われることが重要ですが、約束手形の利用廃止に当たり、一括決済方式及び電子記録債権への切り替えも必ずしも排除されないこととしております。</p> <p>また、「努める」の記載については、基準内で語尾を統一するものとなります。全ての事業者が必ず行う取組ではないが、ベストプラクティスとして事業者を目指してほしい取組(直接的に指導・助言の根拠とすることは想定していない)を、「～するよう努めるものとする。」と規定しており、親事業者や下請事業者に積極的に取り組んでいただきたい内容としてご理解いただければと思います。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
50	第4 4 (2) 第4 4 (4)① 第4 4 (4)②	<p>(1)「少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。」を、「少なくとも下請代金の半額を現金で支払うものとする。」とすべき。</p> <p>(2)①「・・・60日以内とするよう努めるものとする。」を、「・・・できる限り60日以内とするものとする。」とすべき。</p> <p>②「約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」を、「約束手形は、できる限り利用しないものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるものとする。」とすべき。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>(1)賃金相当額のみ現金払いとする根拠が分からないものの、賃金は少なくとも毎月現金で支払われるものであるためと推測します。しかしながら、下請事業者が費用として現金で支出しているものは、賃金他、原材料費、エネルギー費、運送費等多くのものが、その額は下請代金の50%を大きく超えています。また、昨今の原材料費、エネルギー費、労務費等の高騰により、その比率はさらに上昇しています。このことから、賃金相当額のみではなく、「少なくとも下請代金の半額を現金で支払うものとする。」とする必要がある。</p> <p>(2)①「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322中庁第2号・公取企第25号)においては、「下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること(おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。)」旨要請されています。</p> <p>この通達とは3年以内を目途とするの執行猶予期間がついているものの、規制法である下請代金法の解釈に関わるものであり、相応の強制力が働くものと考えています。一方、振興基準は規制法でなく振興法であります。それにも関わらず振興基準を通達よりも弱めた表現とするのは、通達発出当時と比較し政府の取組が後退しているように感じられます。振興法(振興基準)は下請取引のあるべき姿を示すものであり、通達よりも強い表現であるべきと考えます。最低でも通達から後退しないでいただきたい。「できる限り」を挿入しつつ、指導・助言の対象となり得る規定(準則規定)にする必要があります。</p> <p>このことにより、正当な理由のないサイトが60日を超える手形等の発行を抑制することができると期待できます。</p> <p>②「できる限り」と「努める」が併記されているが、「できる限り」が記載されれば、「努める」は不要と考えます。</p> <p>また、4(2)において「下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする」と記載されています。今回追記された(4)では「約束手形を利用しないよう努める」、「現金による支払いに切り替えるよう努める」とあるが、約束手形を使う場合、約束手形から現金払いに切り替えない場合はいずれも(2)の規定(準則規定)により指導助言の対象になると考えます。それにも関わらず(4)の規定は努力規定となっており、指導助言の対象にしないとするのは矛盾が生じています。(4)が追加されることにより(2)の準則規定が形骸化することを大いに懸念しています。(4)を準則規定とし、従来の基準から後退しないようにしていただきたい。</p> <p>このことにより、正当な理由のない約束手形発行の抑制や現金支払いの促進につながることを期待できます。</p>	<p>(1)ご指摘のように、コスト上昇の要因としては労務費以外にも原材料費やエネルギー費などが挙げられるところ、特に賃金に当たる労務費は従業員の生活の基礎をなすものであると考えられるため、下請代金全額を現金払とすることとしています。また、本来的には、労務費以外の下請代金についても現金払とすることが望ましいものであるところ、現行の取引は、業種や業態、規模などにより多様なものとなっているため、ご指摘のように下請代金の半額を一律に現金払とすることは極めて困難であると考えられます。このようなことを踏まえ、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)①「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322中庁第2号・公取企第25号)による要請は、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、可能な限り速やかに下請代金の支払の更なる適正化に努めるよう要請するものとなります。「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日 2021206中庁第1号・公取企第131号)においては、おおむね3年以内(令和6年)を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法(下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。)の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしており、振興基準において対象となる下請代金の支払いよりも厳しい内容としています。そのため、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)②「努める」の記載については、基準内で語尾を統一するものとなります。全ての事業者が必ず行う取組ではないが、ベストプラクティスとして事業者が目指してほしい取組(直接的に指導・助言の根拠とすることは想定していない)を、「～するよう努めるものとする。」と規定しており、親事業者や下請事業者に積極的に取り組んでいただきたい内容としていることをご理解いただければと思います。</p>
51	第4 4 (2) 第4 4 (4)① 第4 4 (4)② 第4 5 (1)	<p>「少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。」を、「少なくとも賃金に相当する金額かつ下請代金の半額以上を現金で支払うものとする。」とすべき。</p> <p>①「・・・60日以内とするよう努めるものとする。」を、「・・・できる限り60日以内とするものとする。」とすべき。</p> <p>②「約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」を、「約束手形、一括決済方式及び電子記録債権は、できる限り利用しないものとする。」とすべき。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>(1)賃金は毎月現金で支払われるものであるが、下請事業者が費用として現金で支出しているものは、賃金他、原材料費、エネルギー費、運送費等多くのものが、その額は下請代金の50%を大きく超えている。また、昨今の原材料・エネルギー・労務費当の高騰により、その比率はさらに上昇している。下請事業者により賃金比率が50%を下回る場合も多いので、「少なくとも賃金に相当する金額かつ下請代金の半額以上を現金で支払うものとする。」とする必要がある。</p> <p>(2)①「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)においては、「下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること(おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること)」と要請されている。この通達とは3年以内を目途とするの執行猶予期間がついているものの、規制法である下請代金法の解釈に関わるものであり、相応の強制力が働くものと考えられる。一方、振興基準は規制法ではなく振興法であり、それにも関わらず振興基準を通達よりも弱めた表現とするのは、通達と比較し政府の取組が後退しているように感じられる。振興法(振興基準)は下請取引のあるべき姿を示すものであり、通達よりも強い表現であるべきである。最低でも通達から後退してはいけないと考える。</p> <p>②下請事業者にとっては、約束手形と一括決済方式及び電子記録債権は実質的に同じ現金化を先延ばしする決済方法であり、約束手形だけではなく、一括決済方式も電子記録債権も全て現金による支払いに切り替えるべきである。</p> <p>また「できる限り」と「努める」が併記されているが、「できる限り」が記載されれば、「努める」は不要と考える。</p> <p>4(2)において「下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする」と記載されています。今回追記された(4)では「約束手形を利用しないよう努める」、「現金による支払いに切り替えるよう努める」とあるが、約束手形を使う場合、約束手形から現金払いに切り替えない場合はいずれも(2)の規定(準則規定)により指導助言の対象になると考える。にも関わらず(4)の規定は努力規定となっており、指導助言の対象にしないとするのは矛盾が生ずる。(4)が追加されることにより(2)の準則規定が形骸化することを大いに懸念するものである。(4)を準則規定とし、従来の基準から後退しないようにしていただきたい。</p> <p>このことにより、正当な理由のない約束手形発行の抑制や現金支払いの促進につながることを期待できる。</p>	<p>(1)ご指摘のように、コスト上昇の要因としては労務費以外にも原材料費やエネルギー費などが挙げられるところ、特に賃金に当たる労務費は従業員の生活の基礎をなすものであると考えられるため、下請代金全額を現金払とすることとしています。また、本来的には、労務費以外の下請代金についても現金払とすることが望ましいものであるところ、現行の取引は、業種や業態、規模などにより多様なものとなっているため、ご指摘のように下請代金の半額を一律に現金払とすることは極めて困難であると考えられます。このようなことを踏まえ、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)①「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322中庁第2号・公取企第25号)による要請は、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、可能な限り速やかに下請代金の支払の更なる適正化に努めるよう要請するものとなります。「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日 2021206中庁第1号・公取企第131号)においては、おおむね3年以内(令和6年)を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法(下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。)の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしており、振興基準において対象となる下請代金の支払いよりも厳しい内容としています。そのため、原案のとおりといたします。</p> <p>(2)② 今後利用廃止を進めるものは、現時点では従来から利用されている約束手形(手形小切手法が適用される約束手形)を想定しております。下請代金はできる限り現金で支払われることが重要ですが、約束手形の利用廃止にあたり、一括決済方式及び電子記録債権への切り替えも必ずしも排除されないこととしております。また、「努める」の記載については、基準内で語尾を統一するものとなります。全ての事業者が必ず行う取組ではないが、ベストプラクティスとして事業者が目指してほしい取組(直接的に指導・助言の根拠とすることは想定していない)を、「～するよう努めるものとする。」と規定しており、親事業者や下請事業者に積極的に取り組んでいただきたい内容としていることをご理解いただければと思います。</p> <p>(3)「型保管等に要する費用の支払い」【主要項目】の①～⑦の項目については、もともと「型取引の適正化について」において定められた準則を、今般の振興基準改定において振興基準本体に整理統合したものです。ご指摘の「賠償責任保険費用及び木型保管建物及び設備の火災保険費用」については、親事業者と協議して定めていただく内容と考えますため、原案のとおりといたします。いただいたご意見については、今後、下請Gメンによるヒアリング結果等も踏まえながら、さらに検討させていただければと存じます。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
		(3)⑧に「賠償責任保険費用及び木型保管建物及び設備の火災保険費用」を加えてもらいたい。 ⑧の項目は、木型の簿価相当額を補填するため、火災、地震、風水害時の保険を掛ける金額相当分を保管費用に含めてもらいたい。また、木型倉庫や保管するための設備の火災保険も合わせて保管費用に加えてもらいたい。	
52	第4 4 (4)②	4 (4)の2 の「約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」とあるが、1 と同様に、「約束手形、一括決済方式及び電子記録債権」と表現を変更した方が良い。 理由 従来の紙の約束手形に限定した廃止と読み取れる	今後利用廃止を進めるものは、現時点では従来から利用されている約束手形(手形小切手法が適用される約束手形)を想定しております。下請代金はできる限り現金で支払われることが重要ですが、約束手形の利用廃止にあたり、一括決済方式及び電子記録債権への切り替えも必ずしも排除されないこととしております。このため、原案のとおりいたします。
53	第4 4 (4)②	令和6年までに60日を超える約束手形を指導の対象とすること、令和8年までに約束手形の廃止とされていますが、顧客に対してその旨の政府方針を明示して、現金化、90日、120日手形を60日に短縮のお願いを始めていますが、大企業の顧客の数社からは、令和6年までの猶予があるのでそれまでに検討するという回答があります。 本件の主旨を理解していないのか、あえてその様な解釈をしているのかは不明ですが、「速やかに対応する」という主旨の文言を追記いただきたいと考えております。	全ての発注側事業者に対して速やかな対応を求めるのではなく、業種・業態や経営状況に応じて段階的に取組を進めてもらうことで、2026年における約束手形の利用廃止の目標達成を着実に図るものであるため、原案のとおりいたします。
54	第4 4 (4)②イ	意見内容 令和6年までとは令和5年末までか分からず期日の明記を要望します。 理由・背景 曖昧。運転免許証の様に日付には西暦を併記頂きたい。	ご指摘の点については、現下の経済状況等も踏まえた期日であるため、現時点で明らかにすることは困難ですが、約束手形の利用廃止に向けた政府方針が示されていることに十分留意しつつ、取組を進めていただきたいと考えております。
55	第4 4 (4)②ロ	意見内容 令和8年までとは令和7年末までか分からず期日の明記を要望します。 理由・背景 曖昧。運転免許証の様に日付には西暦を併記頂きたい。	ご指摘の点については、現下の経済状況等も踏まえた期日であるため、現時点で明らかにすることは困難ですが、約束手形の利用廃止に向けた政府方針が示されていることに十分留意しつつ、取組を進めていただきたいと考えております。
56	第4 4 (5)	意見内容 「サプライチェーンの川下側にあつて川上側に与える影響の大きい親事業者」の意味が不明確のため、明確に定義していただきたい。	ご指摘の点は、サプライチェーン全体を見れば、川下側に位置しているものの、サプライチェーンの川上側に対して、支払金額が大きい等、一定の影響度を持ち合わせている中小企業を含む親事業者を想定しております。その態様については様々なものであることから、定義することが困難であるため、原案のとおりいたします。
57	第4 5	意見内容 自動更新とするか否かは親事業者と下請事業者双方で決定すべきであり、本記載は削除いただきたい。	保管費用について土地代を反映して規定されている場合を例に取れば明らかのように、自動更新とせず、定期的に見直しの協議が行われることが適当であるため、本規定を置いたものです。 本規定は、もともと「型取引の適正化について」において定められた準則を、今般の振興基準改定において振興基準本体に整理統合したものであるため、内容面で変わるところはありません。 このため、原案のとおりいたします。
58	第4 5	意見内容 ③量産期間 ⑥型の貸与機関の明示は顧客都合等もあり困難である。 削除または「目安となる量産期間」「目安となる貸与期間」等に修正いただきたい。	③量産期間、⑥型の貸与期間については、型の保管・廃棄に関わる重要事項ですので、削除することは適当ではありません。また、目安だけでは、実際にいつ量産期間が終了し、型の貸与期間が終了するのかが明確になりませんので、親事業者と下請事業者の間で、これらの情報を書面等により明示するか、親事業者及び下請事業者双方で合意の上、事後的に書面等により指示することにより対応可能と考えますので、原案のとおりいたします。
59	第4 5	意見内容 「親事業者は、遅くとも型の引渡し(型の引渡しがない場合にあつては、当該型を用いた生産品(試打ち品を含む。))の最初の引渡し)までに、一括払い等の方法により型代金を支払うことに努めるものとする。」を「遅くとも型の受領(型の受領がない場合にあつては、当該型を用いた生産品(合格した試打ち品を含む。))の最初の受領)後60日以内の定めた支払期日に一括で支払うことに努めるものとする。」と変更いただきたい。	改定前の振興基準では、型そのものの引き渡しがある場合について、「遅くとも型の引き渡しまでに一括払いなどの方法により型代金を支払うことに努めるものとする。」と規定しています。しかし、実際には、型そのものの引き渡しがないまま、試打ち品、製品が納品される場合がありますので、このような場合についても、同じタイミングで型代金の支払がなされることに努めていただきたいということから、今回の改定案を設けたものです。 ご意見では、改訂前に規定されていた型そのものの支払時期をも変更し、改訂前と比べて下請事業者への配慮を後退させる案にもなっているため、原案のとおりいたします。

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
60	第4 5	<p>・意見内容 「親事業者は、下請事業者に型を保管させる場合には、型管理の方法について当事者間で協議するとともに、当該結果を踏まえ、以下に掲げる項目を目安として、根拠資料に基づき実際に必要となる費用を算定した上で、保管に要する費用を支払うものとする。」を 「親事業者は、量産終了後も引き続き下請事業者に型を保管させる場合には、型管理の方法について当事者間で協議する。当該結果を踏まえ、下請事業者は、以下に掲げる項目を目安として、根拠資料に基づき実際に必要となる保管に要する費用を算定し、その見積額を親事業者に提示し、当事者間で協議して親事業者が負担すべき保管料を決定するものとする。 下請事業者は、親事業者から以下に掲げる項目について根拠資料の提示を求められた場合は、その要請に応じるものとする。 また、このような親事業者の要請は、1-(1)-②の「過度に詳細な見積もり」の要請には該当しない。」へと変更いただきたい。</p> <p>・理由 ・例示されている費用項目およびその発生態様は、下請事業者しか知り得ない情報であり、仮に根拠資料の提示を受けたとしても、親事業者側で保管費用を適切に算定することはできません。通常取引同様、社内状況を熟知する下請事業者が適正な見積もり額を提示すべきものである。 ・また、親事業者が保管費用を負担するにあたっては、税務上、会計上の観点からも、その費用の妥当性を査定することなく支払いを実行することはできない。したがって、保管費用の見積もりと併せ、根拠資料を提示することを下請事業者の義務とすべき。</p>	<p>たとえば、保管費用の算定について、土地代を反映して規定する場合であれば、路線価、固定資産税評価額などを指標として算定することをあらかじめ合意しておくならば、親事業者としては、客観的な根拠に基づいて算定することも可能であり、「下請事業者しか知り得ない情報」とは限りませんし、また、親事業者として、根拠資料の一つとして、下請事業者から提供される情報を用いることが否定されるものでもありません。 本規定は、もともと「型取引の適正化について」において定められた準則を、今般の振興基準改定において振興基準本体に整理統合したものであるため、内容面で変わるところはありません。 保管費用を支払うべき立場にあるのは親事業者であり、一方的に、「根拠資料を提示することを下請事業者の義務とすべき」ものとしなければならない理由はなく、本規定では、型管理の方法について親事業者と下請事業者が協議した結果を踏まえて保管費用を支払うことを定めておりますので、改正案を変更する理由がないと考えます。このため、原案のとおりといたします。</p>
61	第4 5	<p>・意見内容 「なお、上記の保管に関する費用の支払いは、量産期間中はもとより、量産終了(生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合その他の量産終了に類似する状況を含む。以下同じ。)後、引き続き下請事業者に型を保管させる場合においても必要であることに留意するものとする。」を「なお、上記の保管に関する費用の支払いは、量産期間中はもとより、量産終了後(生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合その他の量産終了に類似する状況においてを含む。以下同じ。)後、引き続き下請事業者に型を保管させる場合においても必要であることに留意するものとする。」へと変更いただきたい。</p> <p>・理由 量産期間中の保管に関する費用は量産単価に含まれる性格のものであるため、量産期間中の保管料について規定する必要は無いものとする。</p>	<p>型取引の適正化推進協議会報告書においては、「型の型保管の主たる目的は、単にスペースを用意して型を置いておくことではなく、部品の生産需要に応じ型を取り出し生産を再スタートさせる状態を保つことにある。」としております。量産期間中であっても、型を取り出し、再び、型を取り付けて生産を行う、ということはありません。このため、ご意見の理由にあるように、量産期間中の保管に関する費用を量産単価に含めている取引もあるとは思いますが、量産期間中の保管料について規定する必要が無いと言い切ることはできないことから、原案のとおりといたします。</p>
62	第4 5	<p>・意見内容 「また、親事業者は、型を廃棄するに当たり、製品の残置生産の指示を行う場合には、製品代金、製品の保管費用等の必要な費用を下請事業者に支払うものとする。」における、「製品の残置生産」とは何かを明示的に定義いただきたい。</p>	<p>型取引の適正化推進協議会報告書では、「「残置生産」とは、一定の個数をあらかじめ一括で生産した上で、型・設備を廃却するもので、原則、生産した部品等の保管は受注側企業が行うものなどをいう。」という脚注が置かれていますので、ご参考としてください。 なお、当該報告書の本文では、「また、型を廃棄するに当たり、部品の残置生産の指示を行う場合には、そのために必要な費用を支払う(部品代金、部品の保管費用等)。」と記載され、改正前の振興基準でも、「また、親事業者は、型を廃棄するに当たり、製品の残置生産の指示を行う場合には、製品代金、製品の保管費用等の必要な費用を下請事業者に支払うものとする。」と規定されており、今回の改定案でも、この規定については、そのまま踏襲しております。このため、特段の明示的な定義を設ける必要はないものと考えますので、原案のとおりといたします。</p>
63	第4 5 (1)	<p>意見内容 量産期間(顧客が提示している場合)として頂きたい。</p> <p>理由・背景 顧客が量産期間を提示する事は稀であり、原案はサプライチェーンの中間企業にとっては現実的では無いため。</p>	<p>量産期間については、型の保管・廃棄に関わる重要事項ですので、顧客が提示している場合に限定することは適当とは考えておりません。サプライチェーンの中間企業にとっても、量産期間は極めて重要な情報であると思われるので、むしろ、顧客たる企業と量産期間の情報を共有され、これを下請事業者に対する書面等にできるだけ具体的に定めて明示することが求められます。このため、原案のとおりといたします。</p>
64	第4 5 (1)	<p>意見内容 原案 当該品を用いた生産品(試うち品を含む)の最初の引き渡し</p> <p>修正案 当該品を用いた生産品(試うち品を含む)の受領後、60日以内</p> <p>理由・背景 当該型を使用した製品が検収(試作か量産かに関わらず)合格して支払いをするのであり、「引き渡しまでに支払い」、では合格するかどうかわからない時点で支払い、となるので支払い条件上では有り得ない内容のため。</p>	<p>改定前の振興基準では、型そのものの引き渡しがある場合について、「遅くとも型の引き渡しまでに一括払いなどの方法により型代金を支払うことに努めるものとする。」と規定しています。しかし、実際には、型そのものの引き渡しがないまま、試し打ち品、製品が納品される場合がありますので、このような場合についても、同じタイミングで型代金の支払いがなされることに努めていただきたいということから、今回の改定案を設けたものです。このため、原案のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
65	第4 5 (1)	意見内容 原案 根拠資料に基づき実際に必要となる費用を算定した上で、保管に・ 修正案 ・必要となる費用を算定し、その費用が最も費用対効果が高いものかを十分に双方で確認した上で、保管に・ 理由・背景 根拠資料に基づき、と明記されているのは良いと思います。 型管理の方法を双方で十分に協議して工夫をする事が重要であり、仕入先が提案した内容だから全て承知しなくてはいけないというのではなく、双方で知恵を出し合い、最も効率的・効果的な方法で合意する事が必要であるため。	改定案では、「親事業者は、下請事業者に型を保管させる場合には、型管理の方法について当事者間で協議するとともに、当該結果を踏まえ、以下に掲げる項目を目安として、根拠資料に基づき実際に必要となる費用を算定した上で、保管に要する費用を支払うものとする。」と規定しており、型の管理の方法は、親事業者と下請事業者が協議することとなります。ご意見の理由・背景の「仕入先が提案した内容だから全て承知しなくてはいけないというのではなく」とあるのは、そのとおりであって、また、「双方で知恵を出し合い、最も効率的/効果的な方法で合意する事が必要」とされている点については、当該協議の中で決されるべきことと考えております。 このため、原案のとおりといたします。
66	第6 1 (1)	・意見内容 「不当に干渉しない」の範囲を明示していただきたい。 ・理由 下請事業者からの提案については、親事業者としても検証が必要となり、第三者機関に依頼する必要がある場合もある。また、その分、親事業者にも検証費用が発生する。	「不当に干渉しないものとする」との規定の範囲については、問題となる事例については、あらかじめすべてを想定することは困難であり、また、いったん範囲を画すると、それ以外の事例について、指導・助言することが出来ないことともなりかねませんので、原案のとおりといたします。
67	第6 1 (2)	・意見内容 下請事業者が自社の販売政策上、自主的に行う無償サンプル品の提供等については、本規定の対象とならない旨明確にしてください。	本規定の対象は、親事業者が協賛金等を下請事業者に対し要請する場合であり、自主的な無償サンプル品の提供等は、親事業者からの要請に基づくものではないことが明確であるため、原案のとおりといたします。
68	第6 2 (1)	意見内容 赤文字で追記されている部分は全て削除して頂きたい。 理由・背景 サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化も生産活動に大きな影響を及ぼす事象では有るが、自然災害とは発生事由が異なっている、と思うため。	自然災害とは発生事由の異なる事業活動の基盤における重大な障害への対応も明示するため、今回サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化という文言を付け加えさせていただいたところです。このため、原案のとおりといたします。
69	第7 2 (3) 第8 8 (2)	・意見内容 第7 2 (3)では、「社内における研修、啓発、教育等を十分に実施すること。」について体制を整備することとされているが、第8 8 (2)では、「内容の周知に努めること」とあり矛盾を生じている。実施レベルが定まらないため、第8 8 (2)を基準として記載いただきたい。	第8 8 (2)では、自社がパートナーシップ構築宣言を行っていることにつき、社内における広報、訓示、研修等を通じて、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めることを規定しており、第7 2 (3)で規定する内容(社内における研修、啓発、教育等)との矛盾はないものと考えます。第8 8 (2)では、内容の周知についても規定しておりますが、こちらはパートナーシップ構築宣言を行っている事業者から、その下請事業者に対して努めていただく内容となります。このため、原案のとおりといたします。
70	第7 3	意見内容 全文削除して頂きたい。 理由・背景 普通の商取引では有り得ない内容が記載されており、わざわざ追記する必要は無いと考えるため。	記載している内容は、実際に下請事業者からのヒアリングによって確認されていることですので、原案のとおりといたします。
71	第8 5 (1)②	意見内容 ハ 契約による権利の行使及び義務の履行をする期間が具体的にどの期間を指すのか不明なため、具体的にすべく、「秘密保持義務等の期間」等の文言とすべきではないか。	御指摘いただきました箇所について、以下のとおり修正いたします。 「契約による権利の行使及び義務の履行をする期間」を「秘密保持義務等の期間」に修正。

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
72	第8 5 (2)②	<p>・意見内容 「親事業者は、下請事業者が秘密として管理する情報(秘密保持契約の対象となっているかどうかを問わない。以下「秘密情報」という。)については、下請事業者の事前の承諾を得ることなく、取得し、又は開示を強要しないものとする。」について、「親事業者は、下請事業者が秘密として管理する情報(秘密保持契約の対象となっているかどうかを問わない。以下「秘密情報」という。)秘密保持契約の対象となっている情報(以下「秘密情報」という。)については、下請事業者の事前の承諾を得ることなく、取得し、又は開示を強要しないものとする。」と変更いただきたい。</p> <p>・理由 ・下請事業者が自らの秘密情報と申し出ない場合に、親事業者が、下請事業者の事前の承諾を得ることは不可能である。 ・秘密情報を限定的に定義するか、「秘密保持契約の対象となっている情報」に限定すべき。</p>	<p>本規定は、知財取引検討会(2020年開催)において、下請事業者が秘密保持契約の締結を求めているにもかかわらず親事業者の了承が得られないことから秘密保持契約が締結してもらえないというヒアリング事例が報告されているところ、そうした状況においても下請事業者の秘密情報を適切に保護すること目的として「知的財産取引に関するガイドライン」において定めた準則を、今般の振興基準改定において振興基準本体に整理統合したものであり、下請事業者の保有する秘密情報の保護適正化に資する重要な規定だと考えています。</p> <p>以上のことから、秘密情報の定義は、これまでの取組との整合性やわかりやすさの観点から、「知的財産取引に関するガイドライン」において定めた定義と同様のものとしているため、原案のとおりといたします。</p>
73	第8 5 (2)③	<p>・意見内容 「親事業者は、下請事業者の秘密情報を知った場合には、これを厳に保持するものとし、下請事業者から事前に明示的に承諾を得ることなく、利用し、又は第三者(当該親事業者の子会社及び関連会社を含む。以下同じ。)に開示しないものとする。」を「親事業者は、開示された情報が下請事業者の秘密情報であることを知った場合には、これを厳に保持するものとし、下請事業者から事前に明示的に承諾を得ることなく、利用し、又は第三者(当該親事業者の子会社及び関連会社を含む。以下同じ。)に開示しないものとする。」に変更いただきたい。</p> <p>・理由 親事業者は、受領情報が下請事業者の秘密情報であると認識できなければ、秘密情報として取り扱うことは不可能であるため。</p>	<p>本規定は、知財取引検討会(2020年開催)において、親事業者によって下請事業者の保有する秘密情報が下請事業者の承諾を得ず利用され、親事業者に内製化された等のヒアリング事例が報告されているところ、そうした取引を是正することを目的として「知的財産取引に関するガイドライン」において定められた準則を、今般の振興基準改定において振興基準本体に整理統合したものであり、下請事業者の保有する秘密情報に関して、親事業者による下請事業者の秘密情報の利用等に係る適切な管理の徹底についての重要な規定であると考えています。</p> <p>このため、原案のとおりといたします。</p>
74	第8 5 (2)④	<p>・意見内容 「秘密保持契約を締結する場合においても、当該秘密保持契約は、一方当事者のみが秘密保持義務を負う内容としなすものとする。また、親事業者及び下請事業者が秘密保持契約を締結する目的に照らして、必要以上に秘密情報を提供する事業者の事業活動を制限することのないよう配慮して、当該秘密保持契約の内容を定めるものとする。」を「秘密保持契約を締結する場合においても、当該秘密保持契約は、親事業者及び下請事業者が秘密保持契約を締結する目的に反して、一方当事者のみが秘密保持義務を負う内容とすることを強要しないものとする。」に変更いただきたい。</p> <p>・理由 ・取引の実情(親事業者及び下請事業者が秘密保持契約を締結する目的)によっては、片務の秘密保持契約で足りる事も多々あり、片務の秘密保持契約を締結することを排除することは、取引の実情にそぐわず、双方にとってリスクとなり得るため。</p>	<p>本規定は、知財取引検討会(2020年開催)において、下請事業者だけが取引先の秘密を厳格に守る義務を課されるという片務的な契約を強いられるというヒアリング事例が報告されているところ、そうした取引を是正することを目的として「知財取引に関するガイドライン」において定められた準則を、今般の振興基準改定において振興基準本体に整理統合したものであり、親事業者と下請事業者との間における適切な秘密保持義務が締結されるための重要な規定であると考えています。</p> <p>このため、原案のとおりといたします。</p>
75	第8 5 (2)⑤	<p>・意見内容 「親事業者は、下請事業者の秘密情報を知り得る第三者に対し、当該秘密情報を自ら又はその指定する者に対し提供することを要請しないものとする。」を「親事業者は、下請事業者の秘密情報を知り得る第三者であって当該秘密情報について守秘義務を負う者に対し、当該秘密情報を自ら又はその指定する者に対し提供することを要請しないものとする。」に変更いただきたい。</p> <p>・理由 ・親事業者は、受領情報が下請事業者の秘密情報であると認識できないと、秘密情報として取り扱うことは不可能である。 ・秘密情報の範囲が広範すぎることに加え、下請事業者の秘密情報を知りうる第三者の判断基準も明確ではないため、その範囲を限定しなければ、遵守を担保することは不可能である。</p>	<p>本規定は、親事業者が下請事業者の取引先企業等を通じて、下請事業者の秘密情報を入手するといった事例が下請事業者からのヒアリングで示されていることから設けた規定となります。</p> <p>秘密情報の定義については、「下請事業者が秘密として管理する情報(秘密保持契約の対象となっているかどうかは問わない。)」と規定しています。</p> <p>親事業者が提供を要請しようとする情報が、下請事業者と第三者との間で秘密保持契約の対象となっていないからといって、下請事業者の秘密を第三者を通じて親事業者が無断で獲得することが許されるものではなく、「当該秘密情報について守秘義務を負う」ことを要件とすることは適当とは考えておりません。</p> <p>また、第三者の範囲についても、必ずしも、秘密保持契約を締結している者に限られるべきものではないことから、「秘密情報を知り得る第三者」と定義しております。</p> <p>このため、原案のとおりといたします。</p>
76	第8 5 (3)①	<p>・意見内容 「また、親事業者は、下請事業者に試作品の製造等を依頼する場合には、材料費、人件費等の実費のほか、技術に対する対価及び利益を含む適切な対価を支払うものとする。」を「また、親事業者は、下請事業者に試作品の製造等を依頼する場合には、材料費、人件費等の実費のほか、技術に対する対価及び利益を含む 適切な対価を支払うよう努めるものとする。」と変更いただきたい。</p> <p>・理由 試作品の製造等については、下請事業者自ら、自身の拡販活動として実費のみで請け負うケースもあるとの認識。親事業者から無理やり対価の引き上げを要求するもの違和感あり、(ほぼ禁止に等しい)❶ではなく、ベストプラクティスの提案(❷)に留めてくのが取引実態に即しているように思う。</p>	<p>本規定は、規範性が高く、個別事案の問題性の大きさを踏まえ、場合によって指導・助言の対象となり得る規定として設定しております。ご意見の理由で示された場合のように、下請事業者が自ら進んで実費のみで請け負うケースが無いわけではないと思われませんが、振興基準の準則として規定いたしますので、こうした例外的なケースを念頭に置くのではなく、知財取引の保護の観点から、規範として行われるべきことを原則として規定しております。このため、原案のとおりといたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
77	第8 5 (3)	意見内容 「また、親事業者は、下請事業者に試作品の製造等を依頼する場合には、材料費、人件費等の実費のほか、技術に対する対価及び利益を含む適切な対価を支払うものとする。」について、技術に対する対価では含まれる範囲が膨大になると思われるため、「技術利用」等の文言とすべきではないか。	御指摘いただきました箇所について、以下のとおり修正いたします。 「また、親事業者は、下請事業者に試作品の製造等を依頼する場合には、材料費、人件費等の実費のほか、技術利用に対する対価及び利益を含む適切な対価を支払うものとする。」
78	第8 5 (4)①	・意見内容 「親事業者は、下請事業者と十分に協議を行った上で、その貢献度に応じ、下請事業者の適正な利益に十分配慮して、その帰属を決定するものとする。」における「その貢献度に応じ、下請事業者の適正な利益に十分配慮して、」を削除いただきたい。 ・理由 ・事業者は十分協議して権利・帰属を決定しており、下請事業者の適正な利益に十分配慮することは、下請事業者の利益の内容に抵触することになるため、困難である。	本規定は、知財取引検討会(2020年開催)において、共同研究開発等における成果の権利帰属の決定に際し、下請事業者の貢献度が考慮されず、当該成果が親事業者に一方的に帰属させられるといったヒアリング事例が報告されているところ、そうした取引を是正することを目的として「知的財産取引に関するガイドライン」において定められた準則を、今般の振興基準改定において振興基準本体に整理統合したものです。親事業者と下請事業者の間での取引適正化のための重要な規定であると考えています。 また、ご意見の理由の中で、「下請事業者の適正な利益に十分配慮することは、下請事業者の利益の内容に抵触することになる」とありますが、下請事業者の適正な利益に十分配慮していただきたいと考えております。 このため、原案のとおりといたします。
79	第8 5 (4)②	・意見内容 「無償で実施権を設定し、又は優先的に専用実施権を得る権利を付与する等の措置を考慮するものとする」を削除し、「合理的な条件で実施権を設定する等の措置を考慮するものとする。」に変更いただきたい。 ・理由 ・本規定案では、下請業者の寄与がほぼないようなケース(技術というより単なる労働力の提供など)でも、無償の実施権を設定することや専用実施権を付与することになりかねません。 ・下請業者に対して何らかの措置を考慮する必要があるならば、それは合理的な内容である。	ご意見の理由として、「下請業者の寄与がほぼないようなケース」と書かれており、下請事業者との共同研究開発に該当するのかが明らかではありませんが、いずれにしても、本規定は、「親事業者は、①の協議を行うに当たっては」から始まる一文となっていることに示されるとおり、協議における考慮事項を規定したもとなっておりますので、「無償の実施権を設定することや専用実施権を付与すること」を義務づけている規定ではございません。このため、原案のとおりといたします。
80	第8 5 (4)②	意見内容 「共同研究開発によって得られた成果」については、たとえ成果の一部を親事業者に帰属させようとする場合でも対象になると思われるため、「共同研究開発によって得られた成果の一部又は全部」等の文言とすべきではないか。	御指摘いただきました箇所について、以下のとおり修正いたします。 「親事業者は、①の協議を行うに当たっては、共同研究開発によって得られた成果の一部又は全部を親事業者に帰属させようとする場合であっても、技術等を提供した下請事業者が求めたときは、共同研究開発に携わった下請事業者による成果の利用可能性に配慮して、当該共同研究開発の成果を下請事業者も利用できるよう、無償で実施権を設定し、又は優先的に専用実施権を得る権利を付与する等の措置を考慮するものとする。」
81	第8 5 (5)①	・意見内容 「親事業者は、製造委託等を行うに当たり、委託本来の目的に照らして合理的に必要と考えられる範囲を超えて」を「親事業者は、製造委託等を行うに当たり、合意している委託本来の目的に照らして合理的に必要と考えられる範囲」に変更いただきたい。 ・理由 「委託本来の目的に照らして合理的に必要と考えられる範囲」は親事業者、下請事業者双方で合意している範囲と理解しているため。	本規定は、「製造委託等を行うに当たり」と規定しており、「製造委託等を行った場合において」という規定ぶりとはしていません。このため、ご意見の「合意している委託本来の目的」と変更すると、未だ委託をしていない時点において親事業者が行う行為が外れることとなりますので、適当とはいえないと考えます。このため、原案のとおりといたします。

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
82	第8 5 (5)③	<p>・意見内容 ①「下請事業者の意図しない型の設計図面、CADデータその他技術データ(以下「技術データ等」という。)の流出防止のため」を「下請事業者の設計図面、CADデータその他技術データ(以下「技術データ等」という。)について、下請事業者の意図に反し流出することを防ぐため」に変更いただきたい。 ②「製造技術、ノウハウ等の作出に要した費用、人件費等を含む相当対価を下請事業者に支払うものとする。」をベストプラクティスの提案(㉔)としていただきたい。</p> <p>・理由 そもそも技術データ等の価値は、必ずしも投下費用に比例するわけではない。また、下請事業者が複数の親事業者のために技術データ等を作成する場合等、1つの親事業者にすべての費用負担を負わせるのが適切でないケースもある。(ほぼ禁止に等しい)㉑ではなく、ベストプラクティスの提案(㉔)に留めてくのが良いのではないかと。</p>	<p>ご意見の①については、下請事業者からのヒアリングの事例を踏まえ、下請事業者の意図に反して流出する場合だけでなく、下請事業者が意図しない流出の場合をも対象としていることから、変更することは適当とは考えておりません。 また、②については、親事業者として、既に存在している技術データ等を提供させている場合なのか、それとも、新たな技術データ等を作成して提供させる場合なのかは把握していると思われまますので「相当な対価」を定めることは可能と考えます。 このため、原案のとおりいたします。</p>
83	第8 5 (7)②	<p>・意見内容 「また、下請事業者と事前に十分な協議を行うことなく、その著作権人格権を行使しないことを要請し、又はその旨を契約内容の一部とする契約の締結を求めないものとする。」を「また、著作権人格権を行使しないことを契約する場合には下請事業者と十分に協議を行うものとする。」に変更いただきたい。</p> <p>・理由 譲渡される著作権については人格権を行使しない旨は多くの企業で基本契約として定義しているものと思われるが、「事前に十分な協議を行うことなく」とされる点で、基本契約の締結交渉は「その旨を契約内容の一部とする契約の締結を求めないものとする。」に抵触することとなるように考えられ、時系列の点で今一度整理が必要であり、「著作権人格権を行使しないことを契約する場合には下請事業者と十分に協議を行うものとする」とすることで、時系列の崩れはなくなると思われる。</p>	<p>たとえば、基本契約書の締結にあたり、親事業者が著作権人格権を行使しない旨の条項が含まれる基本契約書の案文を示し、何ら協議を行わずに、当該契約書の締結を求めることは、本規定に抵触することとなります。 基本契約書の案文に当該条項が入っているからといって、「その旨を契約内容の一部とする契約の締結を求め」ているわけではなく、「事前に十分な協議を行うことなく」当該契約の締結を求めているかどうかが重要です。 本規定では、「下請事業者と事前に十分な協議を行うことなく」と規定しておりますので、時系列の崩れがあるものとは考えておりません。 このため、原案のとおりいたします。</p>
84	第8 5 (8)	<p>・意見内容 「親事業者は、自らの指示に基づく業務に関し、第三者の知的財産権等を侵害した場合又は侵害するおそれのある場合において、下請事業者にその責任を一方的に転嫁し、又は契約に下請事業者に一方的に責任を負わせる内容を定めないものとする。」を「親事業者は、自らの指示に基づく業務に関し、第三者の知的財産権等を侵害した場合又は侵害するおそれのある場合において、対価を含む諸条件を考慮して、自らと下請事業者との責任範囲を定めるものとする。」に変更いただきたい。</p> <p>・理由 本規定案では、下請業者が独自の判断で意図的に権利侵害していたケースでも、責任を一部免除されるような内容であり、指示した業務に必須な特許などを免責 対象とすることもあれば、その必須特許の許諾料も含んだ対価となっているケースもある。さらには、意図的な権利侵害などを免責対象から除外する必要もあるため、責任の範囲は案件の内容に応じて都度協議すべきである。</p>	<p>本規定は、知財取引検討会(2020年開催)において、親事業者自らの指示に基づく業務にも関わらず、他社の知的財産権を侵害した場合、その責を下請事業者側に一方的に転嫁し、その一切の責任を下請事業者が負うという片務的な契約条件を押しつけられたといったヒアリング事例が報告されたことを受け、一方当事者のみがそうした責任を負うことがないよう「知財取引に関するガイドライン」に定められた準則を、今般の振興基準改定において振興基準本体に整理統合したものです。 また、本規定については、親事業者が自らの指示に基づく業務について、自らが負うべき責任を一方的に下請事業者に負わせることのないようにするための規定となります。このため、親事業者の指示に基づく業務ではない場合について規定するものでもなく、下請事業者の責任を一部免除するような内容を規定するものでもありません。 このようなことから、原案のとおりいたします。</p>
85	第8 8 (1)	<p>パートナーシップ構築宣言が新たに書かれているが、なぜ下請企業振興協会が実施しているのか。財源はどうなっているのか非常に不透明。</p>	<p>下請中小企業振興法第23条第3号において、下請企業振興協会は、「下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。」と規定されていることに基づき、主体的に実施いただいているものとなります。なお、本振興基準においては、法律の文言を引用して「下請企業振興協会」と表現しましたが、その具体的な団体名は「公益財団法人全国中小企業振興機関協会」となります。</p>
86	第8 8 (1)	<p>意見内容 全文削除して頂きたい。</p> <p>理由・背景 構築宣言の事は構築宣言の中に記載すべきと考える為。どうしても削除不可なら定期的に“はやり方に関する事項であり、宣言会社に任せられていると認識しているため。</p>	<p>「取引先との連携による、サプライチェーン全体での付加価値向上と、取引適正化の実現」を趣旨とするパートナーシップ構築宣言についても、振興基準を支える理念の1つであることを、改めて理解いただくことが必要と考えます。このため、前文部分に以下の振興基準の理念を明示する部分を追加することといたします。</p> <p>下請事業者の事業活動は、親事業者の発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、親事業者と下請事業者の取引の公正と、これを通じた下請事業者の適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。</p> <p>このため、親事業者は、下請事業者の存在価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。他方、下請事業者は、親事業者に対し、発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善、契約条件の書面交付を求めると、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、協議・交渉を申し入れるほか、脱炭素化を始めとするグリーン化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。</p>